

八尾市環境総合計画 改定素案

ごあいさつ



本市では、令和3年度からのまちづくりの指針となる「八尾市第6次総合計画」において、「日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち」をまちづくりの目標の一つとして掲げ、環境を意識したまちづくりを進めることとしています。

この部門計画となる「八尾市環境総合計画」におきましても、時代の変化を見据えるとともに、本市を取り巻く状況やこれまでの取組を踏まえた上で、皆様にとってより親しみやすく、分かりやすい計画となるよう、このたび改定を行うこととなりました。

私たちのまち「八尾市」は、大阪みどりの百選にも選ばれた玉串川の桜並木、錦秋に染まる高安山や大和川など、四季折々の景観が楽しめる自然に恵まれたまちです。私たちは、このような豊かな自然環境を次代に引き継いでいかなければなりません。

平成10年度（1998年度）から「八尾市環境総合計画」を策定し、これまで地球温暖化の防止、循環型社会の形成、高安山を中心とした生物の多様性の保全、市民生活における安全・安心の確保、環境教育・学習の充実などを重点とし、市民・事業者・行政などの各主体とのパートナーシップにより、環境に関する様々な取組を進めてまいりました。

この間、世界においては、SDGsの採択やパリ協定の発効など、温室効果ガスの実質排出量ゼロといった目標を取り入れた持続可能な発展に向けた整備が進むなど、環境行政を取り巻く状況は変化しています。

新しい計画では、SDGsや地域循環共生圏といった新しい視点を持って、市民、事業者をはじめ、多様な主体が連携しながら、本市の環境・経済・社会の統合的発展を達成し、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

最後に計画の改定にあたりまして、ご尽力を賜りました八尾市環境審議会の委員の皆様をはじめ、ワークショップやアンケート、パブリックコメントにご協力いただきました皆様に心から御礼申し上げます。

八尾市長 大松桂右

目次

第1章 計画の基本的な事項	1
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画策定の背景.....	2
1-3 計画の位置づけ.....	8
1-4 計画の期間.....	9
1-5 計画の対象.....	9
1-6 各主体の役割と責務	10
1-7 計画の構成	11
第2章 環境の現状と課題.....	12
第3章 望ましい環境像と基本方針	13
3-1 望ましい環境像.....	13
3-2 基本方針.....	14
3-3 環境指標目標値.....	16
第4章 環境施策	18
4-1 施策の体系	18
4-2 施策の展開.....	19
第5章 計画の推進方法.....	46
5-1 推進体制の整備.....	46
5-2 計画の進行管理.....	47

第1章 計画の基本的な事項

1-1 計画策定の趣旨

八尾市（以下、「本市」という。）は、平成8年（1996年）3月に豊かな環境の保全及び創造に関する理念を示した「八尾市民の環境を守る基本条例（以下、「基本条例」という。）」を改正し、平成10年（1998年）7月に基本条例第7条に基づき、「八尾市環境総合計画」を策定しました。

その後、平成22年度（2010年度）に中期目標が到来すること、地球温暖化や資源の枯渇といった地球規模の環境問題の顕在化等を鑑み、平成22年（2010年）3月には「八尾市環境総合計画（改訂版）（以下、「前計画」という。）」を策定しました。

環境行政を取り巻く状況は大きく変化しており、世界においては、SDGsの採択やパリ協定の発効等、国際社会全体が協力して、温室効果ガス排出削減等の脱炭素化をはじめ、資源循環や自然共生等を取り入れた持続可能な発展のために、具体的な目標を持って取り組むための枠組の整備が進んでいます。

わが国においては、国際的な動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が平成30年（2018年）4月に閣議決定され、めざすべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造や「世界の範となる日本」等を掲げるとともに、SDGsの考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。

本市においても、平成23年（2011年）に策定された「八尾市第5次総合計画『やお総合計画2020』」の中で、まちづくりの目標のひとつとして「環境を意識した暮らしやすい八尾」が掲げられ、環境保全活動や地球温暖化対策を施策として位置づけています。さらに、前計画の推進にあたっては、「八尾市環境行動計画」を策定し、年次報告書である「八尾市環境行動レポート」で取組の進捗管理を行い、公表しています。また、地球温暖化については前計画の下位計画にあたる「八尾市地球温暖化対策実行計画（チャレンジ80^{やお}）」を策定し、計画的に地球温暖化対策を推進しています。

「八尾市第5次総合計画」は令和2年度（2020年度）に計画期間を満了することから、第6次総合計画の策定を行い、近年の環境面や社会・経済面における新たな変化や潮流を踏まえ、令和2年（2020年）9月に策定された「八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画」においては、「日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち」を目標に掲げ、市民、事業者及び行政の各部局が一体となって環境を意識したまちづくりを進めていくことが求められています。

前計画は令和7年度（2025年度）を最終目標年度としていますが、令和2年度（2020年度）を中期目標年度としていることから、これまでの取組を評価するとともに、従前の環境総合計画における基本的な方向性は維持しつつ、「八尾市第6次総合計画」及び環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、令和2年度（2020年度）に、令和6年度（2024年度）を中期目標年度、令和10年度（2028年度）を最終目標年度として、改定しました。この度、その環境総合計画が、中期目標年度を迎えたことから、これまでの取組の評価を行い、最終目標年度に向けて見直し（以後、本改定版を「本計画」という。）を行うものです。

1-2 計画策定の背景

(1) 本格的な人口減少社会の到来

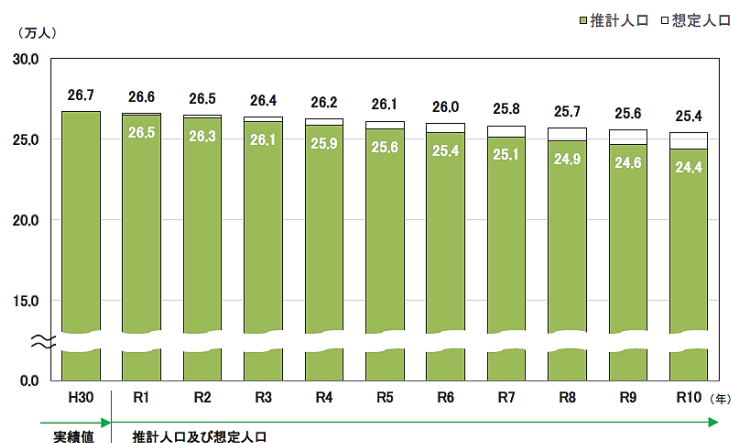
国内の人口は、平成20年（2008年）にピークを迎え、その後は減少が続いています。国勢調査によると、平成27年（2015年）の総人口は1億2,709万人ですが、社人研¹の推計によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少するとされており、仮に合計特殊出生率が上昇すると、2060年は約1億人の人口を確保できるとしています。

一方、本市の人口は、昭和30年代後半から50年代前半の高度経済成長期を経て、伸びは鈍化し、平成3年（1991年）3月末の278,470人をピークとして、減少に転じています。本市の近年の人口動態をもとに将来人口を推計すると、令和10年（2028年）には約244,000人程度にまで人口が減少していくと見込まれます。

「八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画」においては、将来の都市像の実現に向けて6つのまちづくりの目標のもと、34の施策を展開することで本市に興味や愛着を持って関わる人々を増やし、定住につながる取組を市民とともに市全体で進めます。

これらの考え方を踏まえ、令和10年（2028年）の想定人口を約254,000人とします。

図1 八尾市における推計人口と想定人口



出典：八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画

(2) 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。SDGsは、環境・経済・社会の様々な課題等に総合的に取り組むことにより、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしています。

¹ 社人研：国立社会保障・人口問題研究所

図2 SDGsの17のゴール



出典：国際連合広報センター

〇

(3) 地球温暖化の進行とその対応

平成27年（2015年）12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、平成28年（2016年）に発効しました。パリ協定では、「今世紀末の平均気温上昇を2℃未満に抑える」、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの実質排出ゼロ」といった目標が盛り込まれており、世界が本格的な脱炭素社会に向けた取組を加速していくと考えられます。

日本政府も、パリ協定で新たな温室効果ガス削減目標が採択されたこと等を受けて、平成28年（2016年）に新たな「地球温暖化対策計画」を策定しました。同計画では、パリ協定を受けて日本政府が発表した「2030年度に2013年度比で26%削減する」といった中期目標を掲げています。

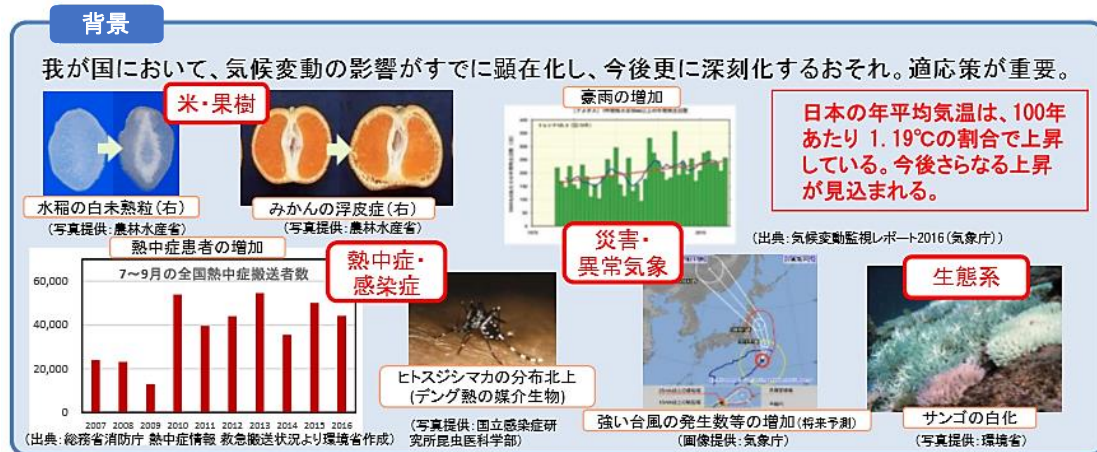
現在の環境をある程度維持するためには、21世紀末の気温上昇を1.5℃未満に抑える必要があるという意見が、近年、世界的に主流となっています。そのためには、令和32年（2050年）前後には、世界の人為的な二酸化炭素排出量を吸収量と等しくすること、すなわち実質的にゼロにすることが必要とされています。日本においても、菅首相が令和2年10月の所信表明演説で「2050年までに温室効果ガス排出をネットゼロにする」と宣言しました。

本市においては、「八尾市地球温暖化対策実行計画（チャレンジ80^{やお}）」を策定し、温室効果ガス削減に向け、計画的に取組を進めているところです。

一方、気候変動の影響は、今すぐ対策を取ったとしても、今後数世紀は続くと考えられています。そこで、政府は平成27年（2015年）に「気候変動の影響への適応計画」を策定し、平成30年（2018年）には、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を法的に位置づける「気候変動適応法」が制定されました。

図3 気候変動適応法の背景

○温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪
○本法案により適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進

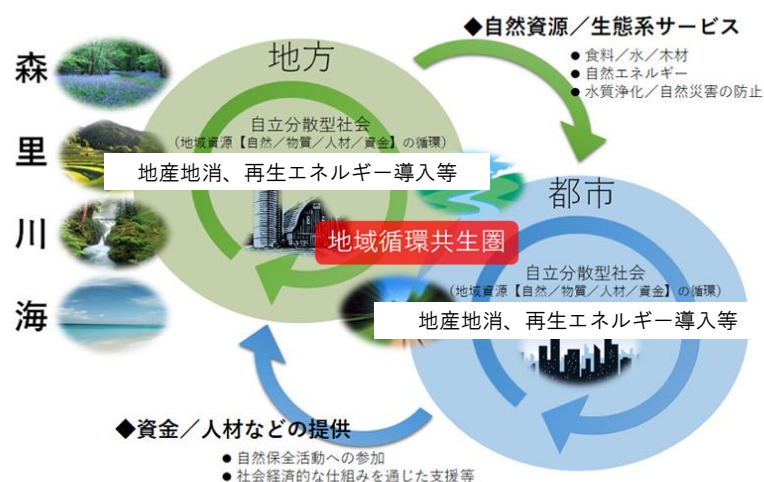


出典：環境省ホームページ

(4) 国の第五次環境基本計画

平成30年（2018年）4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきているとした上で、地球規模の環境の危機を踏まえ、その解決に向かうためには、「SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要」としており、環境分野の大きな原則として、SDGsの考え方が組み込まれています。また、地域資源を最大限に活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の概念が提唱されました。

図4 地域循環共生圏の概念図



地域循環共生圏とは ～地域が自立し、支え合う関係づくり～

出典：環境省ホームページの一部加工

(5) 循環型社会形成推進基本計画

環境基本法の基本理念のもと、平成13年（2001年）1月に完全施行された循環型社会形成推進基本法をはじめとして、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の施行等、循環型社会の形成に向けた法体系の整備が進められてきました。平成27年（2015年）には第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、低炭素化に向けた活動が求められています。

また、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年（2018年）6月に第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。この計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、次の3点が示されています。

- ①地域循環共生圏形成による地域活性化
- ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③適正処理の更なる推進と環境再生

(6) 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元年（2019年）に開催されたG20大阪サミットで、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32年（2050年）までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が採択されました。政府は、実効性のある海洋プラスチックごみ対策を進めるため、①廃棄物管理、②海洋ごみの回収、③イノベーション、④能力強化、に焦点を当てた「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げることをとしています。

(7) 生物多様性国家戦略2012-2020

平成22年（2010年）10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」を平成24年（2012年）9月に閣議決定しました。そのポイントは以下のとおりです。

- ①愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示
- ②2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定
- ③今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を掲げる

また、令和2年（2020年）から次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、令和32年（2050年）での「自然との共生の実現」に向けた今後10年間の主要な課題や対応の方向性について、検討が開始されました。

(8) 大阪府の動向

大阪府では、平成23年（2011年）3月に「大阪21世紀の新環境総合計画」を策定し、平成30年（2018年）7月に改定されました。豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、府民一人ひとりが環境保全活動に積極的に取り組む必要があることから、府民の参加と

行動のもと、「魅力と活力ある快適な地域づくり」をめざし、以下の4つの施策を推進しています。

- ①低炭素・省エネルギー社会の構築
- ②資源循環型社会の構築
- ③全てのいのちが共生する社会の構築
- ④健康で安心して暮らせる社会の構築

また、次期大阪府環境総合計画の策定に向け、令和元年度（2019年度）から検討が開始され、令和2年度末（2021年3月）に策定される予定です。

（9）新型感染症の脅威

令和元年（2019年）12月以降、世界各地で新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）が確認され、令和2年（2020年）3月には世界保健機関（WHO）がパンデミックを宣言するに至りました。

日本では令和2年（2020年）1月に初めて感染者が確認された後、感染者数が増加し、令和2年（2020年）4月から5月にかけて全国に緊急事態宣言が発せられる等、社会・経済に大きな影響を及ぼしました。その後も感染者数が増える等、多大な影響が続いています。

今後も、こうした感染症の流行等に備え、本市の事業実施等においても、新たな生活様式の定着や緊急事態に備えた対応が必要です。

（10）これまでの取組の総括と計画改定に向けて

①これまでの取組の総括

本計画において、6つに分類された基本方針ごとに環境指標を設定し、施策や取組の動向を検証してきました。方針ごとに施策や取組を進めた結果、前期4年間では全体的な進捗として概ね目標値に近づきつつあります。目標を達成し、後期計画での目標値を上方修正する指標もある一方で現状のままでは目標の達成が難しい指標もあります。後期計画では行政・市民・事業者の取り組みにおいて、より効果的な取り組みを進めていく必要があります。

『基本方針Ⅰ〔地球環境〕一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち』について、計画策定時と比較すると、目標値に近づきつつあるものの、前期での推移を維持したままでは目標の達成は困難であることが予想されます。国や府の動向を注視しつつ、温暖化対策ではより一層効果的な取り組みを進めていく必要があります。

『基本方針Ⅳ〔自然環境〕生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち』について、里山保全活動の参加人数の指標では、目標値に近い数値を維持しており、目標を達成している年度もありました。現状、ボランティアによる活動が中心であり高齢化が進んでいます。担い手の確保と持続可能な活動のための資金確保の検討を進め、企業や大学等、多様な主体の参画により、継続的な里地里山の保全活用の取り組みを進めていく必要があります。

『基本方針Ⅵ〔環境活動〕市民・事業者による環境保全活動が活発なまち』について、環境マネジメントシステム認証取得事業所数の指標では、計画策定時と比較すると減少しています。導入コストの観点から新規の認証取得や継続を断念するケースや、独自の環境マネジメン

トシステムの運用を進めるケースも考えられます。環境改善に直結した紙・ごみ・電気等の削減だけでなく、日常業務のなかに含まれる様々な環境側面の改善にも寄与することを発信していく必要があります。市民環境講座の参加者数の指標については年々増加し、前期の最終年度では大幅に目標を達成しました。小学生の社会見学をはじめ、各学校園への出前講座やイベント等での取り組みを継続していくことが求められます。

②計画改定に向けて

本計画の策定以降、国による法改正や新たな計画の策定が行われており、本計画改定の視点としてこれらを踏まえ、目標及び施策の見直しを行います。

令和6年（2024年）5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、環境保全と、それを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」の概念については地域のめざすべき姿として位置付けられています。また、令和5年（2023年）3月に国の「生物多様性国家戦略」が閣議決定され、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応や、2030年ミッションであるネイチャーポジティブ（自然再興）実現、30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保することを推進するとしています。

地球温暖化については、令和3年（2021年）3月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が改正され、令和2年（2020年）10月に宣言された令和32年（2050年）カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけられ、令和3年（2021年）10月に、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。そして、令和5年（2023年）4月には「気候変動適応法」が改正され、熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特別警戒情報の創設等が措置されました。

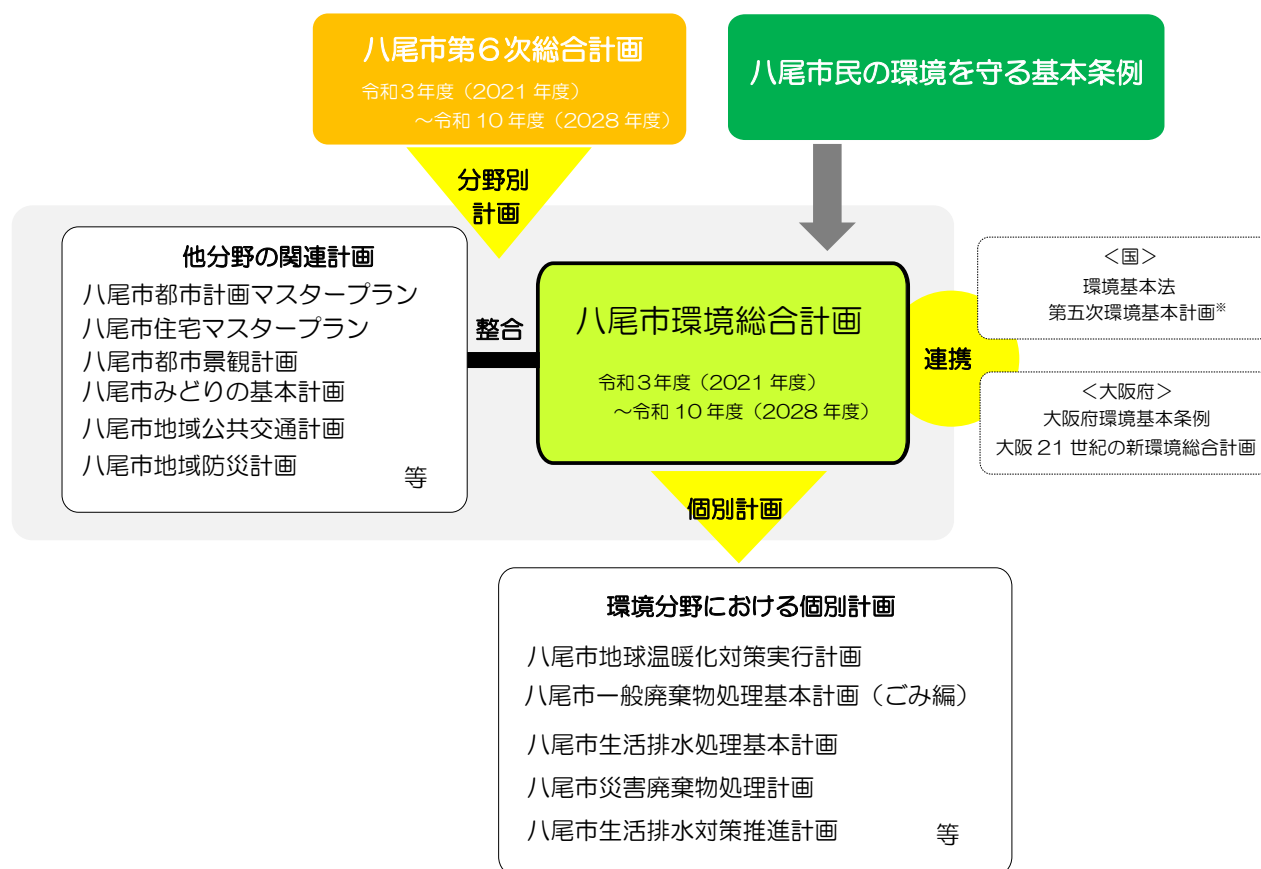
本市においても、地球温暖化対策の取組強化に向け、令和3年（2021年）4月にゼロカーボンシティやお宣言、同年10月にゼロカーボンシティやお推進協議会を設立しており、令和5年（2023年）3月には八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、「市域からの温室効果ガス排出量を令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で50%削減、令和32年度（2050年度）までに実質ゼロをめざす」という意欲的な目標値の設定とそれに向けた市民や事業者、行政などあらゆる主体が連携した取組の推進により、脱炭素社会の実現をめざしています。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「八尾市第6次総合計画」の環境面における部門計画であり、「八尾市民の環境を守る基本条例」に基づく、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。また、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」、「生物多様性基本法」等の関連法との整合性を保ちつつ、今後の本市の環境行政に関して、良好な環境を保全・創出することをめざして、地球環境・生活環境・自然環境・環境活動等の分野における基本的な方向性を定めたものです。

なかでも、地球環境に関しては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本計画と同時に改定する「八尾市地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガスの削減に向けた取組を定めています。「八尾市地球温暖化対策実行計画」は、本計画のなかでも地球温暖化対策に関する個別計画として位置づけています。

図5 本計画の位置づけ



※：令和6年5月に第六次環境基本計画が策定されています。

1-4 計画の期間

八尾市第6次総合計画とあわせて、本計画の計画期間を令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）までの8年間とします。計画期間を前期4年、後期4年に分け、本市を取り巻く環境や社会の状況が大きく変化する等、必要な場合は適宜見直しを図ります。

図6 本計画の期間

（年度）	令和3年度（2021年度）～ 令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）～ 令和10年度（2028年度）
八尾市環境 総合計画	計画の目標期間（8年）	
	前期（4年）	後期（4年）

1-5 計画の対象

本計画で対象とする環境の範囲は多岐にわたり、相互に関連しています。本計画では、自然環境、生活環境、都市環境の良好な保全及び創造を通じて地球環境問題にも貢献していくものとし、下記に代表的な要素を示します。

本計画の対象

- 「地球環境」：地球温暖化、エネルギー、交通等
- 「資源循環」：廃棄物、リサイクル等
- 「生活環境」：大気、水質、騒音・振動、悪臭、有害化学物質等
- 「自然環境」：地形・地質、河川・ため池、生態系（動物・植物）、里山・農地等
- 「都市環境」：歴史・文化、景観、観光・レクリエーション等
- 「環境活動」：人材育成、環境教育、環境活動等

1-6 各主体の役割と責務

(1) 市民の役割と責務

- 市民一人ひとりの日常生活が環境に様々な影響を与えていることを十分に理解し、環境問題に関する取組を推進します。
- 市が実施する環境に関する施策に協力するとともに、地域における環境保全活動等に積極的に参加します。
- 市民団体や学生団体に参画し、各団体間での情報交換や協働による取組を行うことで、環境保全の取組を広げていきます。

(2) 事業者の役割と責務

- 事業活動が環境に負荷を与えていることを認識し、環境への負荷の低減に向けて自主的に取り組み、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の防止、廃棄物の減量や資源化、自然環境や生物種の保護等、環境に配慮した事業活動を推進します。
- 環境に配慮した事業活動を実践するとともに、各従業員は、職場の中でできる環境配慮行動を実践します。
- 環境保全等に関する施策に協力するとともに、地域における環境保全活動に積極的に参加します。
- 地域と連携した活動を含め、地域社会の一員として、環境への負荷の少ない社会づくりに貢献します。

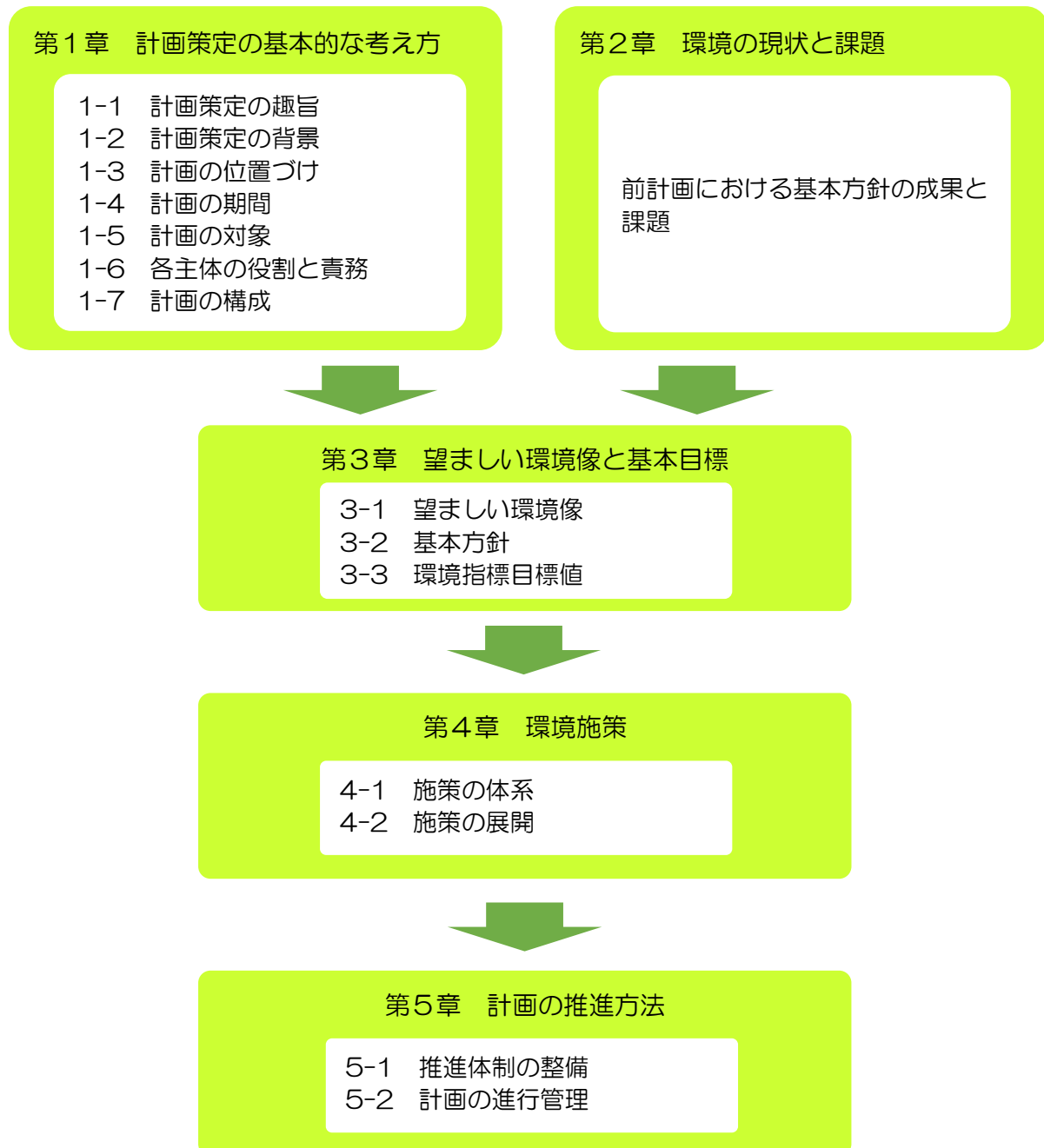
(3) 行政の役割と責務

- 本計画に掲げる『望ましい環境像』、『基本方針』の実現に向け、豊かな環境の保全及び創造に関する様々な施策を庁内の関係部局と調整し、計画的に推進します。
- 庁内では、職員一人ひとりの意識啓発を行い、環境への配慮を率先的に行い、本市の事業において積極的に環境負荷低減に取り組みます。
- 市民及び事業者の環境意識を高めるとともに、市民や事業者による自主的な環境保全活動が促進されるよう、積極的に働きかけます。
- SDGsや地域循環共生圏等、環境保全に関する情報を発信し、市民・事業者・関係機関等と連携・協働を図りながら、市域において、環境・経済・社会の統合的発展を図りながら、環境の保全や創造に関わる活動が活発に実施されるよう、活動への助言・支援を行います。

1-7 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

図7 本計画の構成



第2章 環境の現状と課題

平成22年（2010年）3月に策定した前計画について、中期目標期間における成果と課題の要点を以下に示します。

全体としては数値目標数27指標のうち、目標達成の見込みは13指標となっています。なかでも、基本方針2の「市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち」については、7指標のうち6指標が達成見込みとなっています。

一方で、基本方針1の「一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち」については、目標達成度が低く、地球温暖化対策、循環型社会の形成に関する取組については更なる強化が必要です。また、基本方針6の環境保全活動に係る人材の高齢化や担い手不足もあり、今後の環境保全活動の担い手となる人材育成が大きな課題です。

なお、個別施策の詳細については、資料編に記載します。

表1 前計画における成果と課題（要約）

基本方針と成果・課題のまとめ	達成見込 指標数		
	A	B	C
1 一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち [成果] 一人1日当たりのごみ排出量は目標達成の見込みである。 [課題] 温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の資源化率の向上が必要である。	1	3	—
2 市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち [成果] 公害苦情解決率を除き、目標達成の見込みである。 [課題] 環境基準未達成項目の改善や、更なる河川水質向上のための指導及び啓発、公害苦情解決率の増加等が課題である。	6	1	—
3 快適で安らぎのある住みよいまち [成果] 市民1人当たりの都市公園面積や自転車に係る取組は目標達成の見込みである。 [課題] 清掃・緑化活動の担い手確保、自主防災組織の強化、住工の調和が課題である。	5	4	1
4 身近な自然を大切に、育て、ふれあえるまち [成果] 「自然とふれ合える場の創出」は、施設の利用者数が目標を達成する見込みである。 [課題] 多くの市民が自然環境に興味を持ち、イベントに参加するための啓発・広報が必要である。	1	1	—
5 個性豊かな文化とふれあいのあるまち [成果] 文化財の保全等に関する市民ボランティアの登録者数は目標に近い水準である。 [課題] 文化財とその周辺環境の整備、市民の文化芸術活動の活性化が課題である。	—	2	1
6 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち [成果] 「環境保全行動を実施している市民の割合」は、8割を超えている。 [課題] 活動の担い手不足、地域や事業者向けの支援の強化が必要。	—	1	—
合計	13	12	2

※達成見込み指標の実績値は、一部を除き平成30年度（2018年度）の値を用いている。

※＜達成見込み＞A：達成できる見込み、B：達成できないため取組強化が必要、C：指標の再検討が必要

第3章 望ましい環境像と基本方針

3-1 望ましい環境像

市民、事業者をはじめ多様な主体が連携し、望ましい環境像の実現に向けて取り組むことで、本市の環境・経済・社会の統合的发展を達成し、持続可能なまちづくりを進めます。

現状の本市から、望ましい環境像に移行するイメージを下図に示しました。

目標年度である令和10年（2028年）に向け、SDGsや地域循環共生圏といった視点を持って個々の施策等に取り組みます。また、同時に、豊かな里山、製造業の集積、活動に取り組む人々の繋がりといった本市の地域、風土や特性をより一層高めるように施策を検討し、推進します。

現 状

< 環 境 >

- ・高安地区の里山に生物多様性が維持されている
- ・活動の担い手と専門家との連携が進む
- ・産業の集積を環境に活かせる

八尾市の「環境・経済・社会」の ポテンシャル

< 経 済 >

- ・府内有数の製造業の集積と、それを活かした、新たな産業の展開
- ・地域のエネルギー資源が乏しい

< 社 会 >

- ・河内の中心としての歴史と文化
- ・人のつながりが密で、新たな躍動を応援・支援する基盤がある

望ましい環境像（2028年）

環境

- ・脱炭素社会への道筋が見え、八尾市全体がその目標に向かって進んでいる
- ・生物多様性が保たれ、自然体験・農業・エネルギー等の多様な活用が進んでいる
- ・市内の川がきれいで、親しみを持てる
- ・活発な地域清掃活動で、きれいなまち

自然と共生した快適な環境をみんなでつくり
未来へつなぐまち、やお

経済

- ・環境経営が普及・浸透している
- ・新たな環境ビジネスに取り組む企業が続出している
- ・大都市周辺の産業集積を活かした環境関連産業の立地が増加している
- ・IoT活用による省力化が進む
- ・太陽光や再生可能エネルギー等の活用が進んでいる

社会

- ・新しいことを始めようとする人や頑張る人を応援するまち
- ・密接かつ多様なコミュニティを基盤に、災害時にも「安心」「安全」を提供できるまち
- ・地域の豊かな歴史と文化が市民に根付き、誇りにされているまち

3-2 基本方針

望ましい環境像を実現するために、共創と共生の地域づくりの考え方を踏まえ、市民や事業者とのパートナーシップをさらに充実するとともに、地球温暖化対策等の側面に重点を置き、6つの基本方針を設定します。

本計画では、6つに分類された基本方針ごとに、主たる計画の対象を以下のように位置づけています。なお、基本方針1では主として、「地球環境：地球温暖化、エネルギー、交通等」を計画の対象としていますが、他の基本方針においても、地球温暖化対策につながる取組が含まれます。

基本方針Ⅰ【地球環境】一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち

省エネルギーの推進と効率的な利用の促進、再生可能エネルギーの導入と普及促進等の緩和策、自然災害や気候変動に応じたまちづくり・くらしの推進による気候変動への適応策等を推進していくことにより、脱炭素社会を実現し、地球環境への負荷が少ないまちをめざします。

基本方針Ⅱ【資源循環】資源が循環する豊かなまち

ごみの発生抑制とリユースの促進、分別・リサイクルの促進、環境負荷の小さいごみ処理等の取組を推進していくことにより、持続可能な循環型社会を形成し、環境にやさしいまちをめざします。

基本方針Ⅲ【生活環境】生活環境を守り、安全・安心に暮らせるまち

公害の防止及び環境への負荷の低減に向けた取組を推進していくことにより、快適な生活環境が確保され、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちをめざします。

基本方針Ⅳ【自然環境】生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち

生物多様性の保全と向上、里山と農地の保全・活用の促進、都市緑化と緑地保全等を推進していくことにより、多様な生き物が暮らす本市の豊かな自然を保全し、将来に引き継ぐとともに、人と自然が共生するまちをめざします。

基本方針Ⅴ【都市環境】快適で個性豊かな住みよいまち

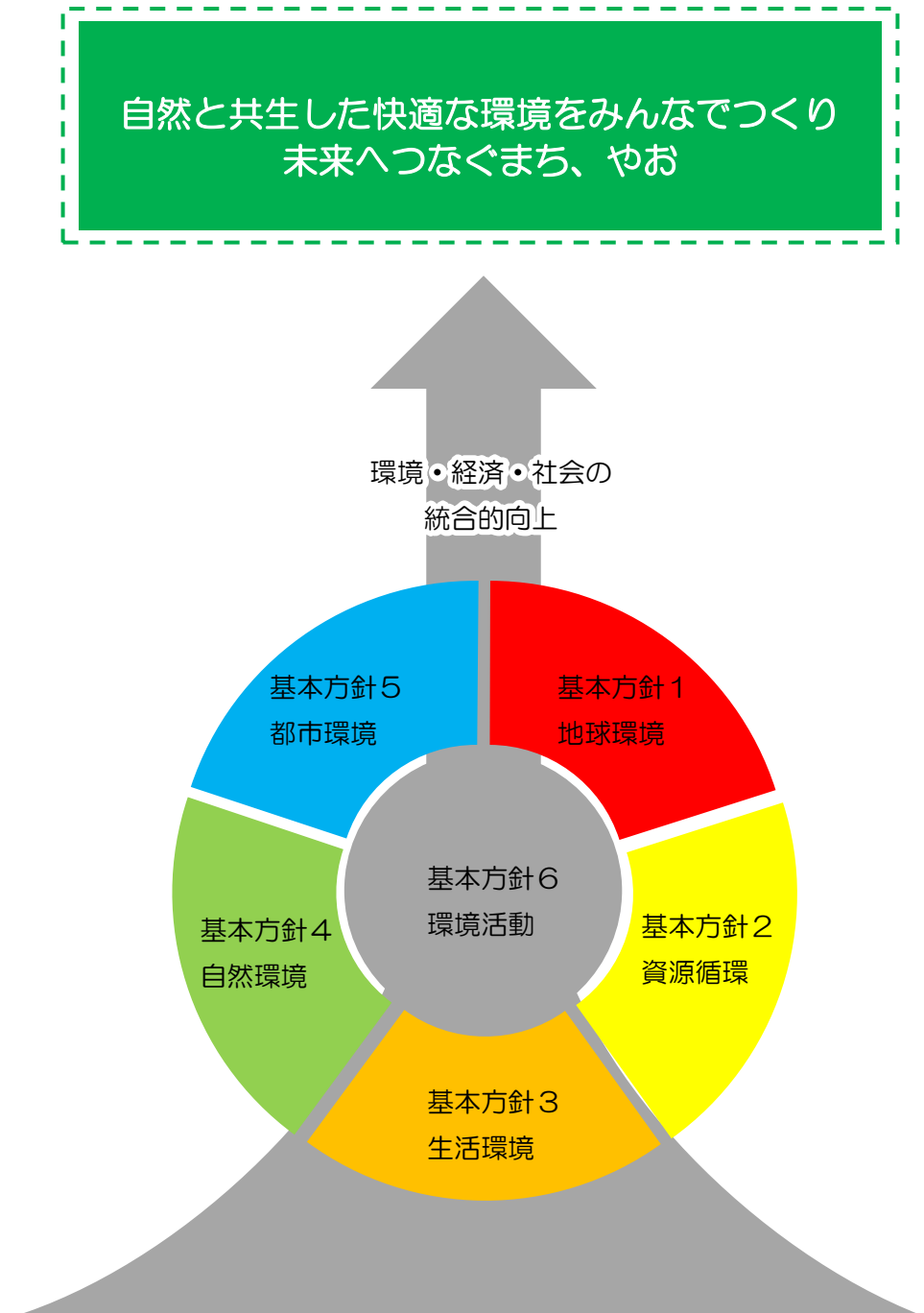
景観の保全・創出、快適な交通環境、歴史資産の保護等の取組を推進していくことにより、都市との調和を図り、自然・歴史・文化を守り引き継ぎながら、美しく多様な八尾の景観を守り育むまちをめざします。

基本方針Ⅵ【環境活動】市民・事業者による環境保全活動が活発なまち

環境教育・環境学習の推進、市民・事業者・教育機関との協働の取組等を推進していくことにより、子どもから大人までの一人ひとりが高い環境意識を持ち、全ての主体が環境保全活動に参加し、将来の世代に豊かな環境を守り引き継ぐまちをめざします。

6つの基本方針のうち、基本方針6の「環境活動」は、基本方針1～5の各分野における取組を強化し、より望ましい方向へと進めていきます。

6つの基本方針の取組により、環境・経済・社会の統合的向上を図り、望ましい環境像の達成をめざします。



3-3 環境指標目標値

本計画の実行性を確保し、着実な推進を図るためには、評価指標を設定して取組状況を定期的に把握したうえで評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

基本方針ごとの環境指標を下記のとおり設定します。

環境指標については、環境像の実現に向けて実施する施策や取組の動向を検証するため毎年度把握するとともに、数値を管理することにより評価・改善をしていきます。また、環境指標を補助するものとして、数値管理指標を定めます。（数値管理指標については、資料編に記載）

なお、中間見直しに当たって、市内の関連計画や社会動向をふまえ、令和10年度目標値を見直している。

表2 環境指標目標値

環境指標	実績値		目標値	
	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和10年度
基本方針Ⅰ〔地球環境〕◆一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち				
市域の温室効果ガス排出量	146万t-CO ₂ (平成29年度実績値)	132.4万t-CO ₂ (令和3年度実績値)	133t-CO ₂ (令和4年度実績値)	98万t-CO ₂ * ¹ (令和8年度実績値)
市役所の温室効果ガス排出量	20,702t-CO ₂	23,872t-CO ₂	19,667t-CO ₂	14,373t-CO ₂ * ²
基本方針Ⅱ〔資源循環〕◆資源が循環する豊かなまち				
資源化されている量を除くごみ処理量	69,864t	63,803t	63,291t	57,000t
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	489g	467g	458g	420g
基本方針Ⅲ〔生活環境〕◆生活環境を守り、安全・安心に暮らせるまち				
大気環境基準達成率（八尾市保健所局の環境基準達成率（NO ₂ 、PM2.5））	NO ₂ 100% PM2.5 100%	NO ₂ 100% PM2.5 100%	100%	100%
水質環境基準達成率（恩智川におけるBOD、SSの環境目標値適合率）	BOD 100% SS 66.7%	BOD 100% SS 91%		
騒音環境基準達成率（一般地域及び道路に面する地域の環境基準達成率）	一般 100% 道路 97.7%	一般 97.5% 道路 97.2%		
公害苦情解決率	83.6%	84.2%		
基本方針Ⅳ〔自然環境〕◆生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち				
里山保全活動の参加人数	375人	325人	360人	360人
農用地利用集積計画の作成等の件数	28件	56件	10件	56件* ³
基本方針Ⅴ〔都市環境〕◆快適で個性豊かな住みよいまち				
都市計画道路の整備率	55.2%	55.9%	56.18%	57.15%
放置自転車の移動保管台数	3,577台	2,065台	2,600台	2,200台
地域一斉清掃の収集依頼件数	899件	930件	930件	930件
基本方針Ⅵ〔環境活動〕◆市民・事業者による環境保全活動が活発なまち				
環境マネジメントシステム認証取得事業所数	108事業所	96事業所	110事業所	110事業所
市民環境講座の参加者数	197人	1,066人	200人	1,200人* ⁴

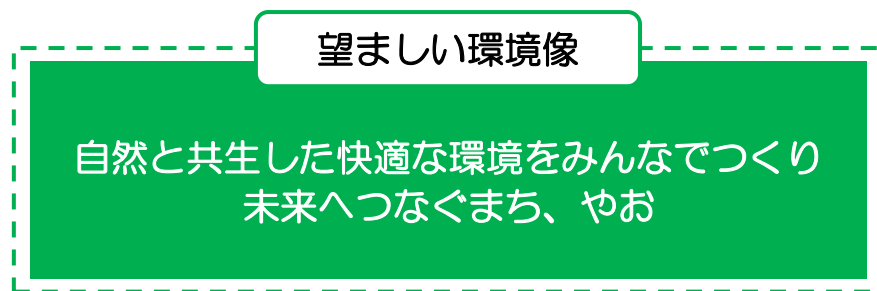
※ 市域の温室効果ガスの排出量の実績値については、その年度における最も新しい算定値をもってあてています。

*1・*2：令和5年3月に「第3次八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定したことによります。

*3・*4：実績として目標値を達成していることに伴い、上方修正します。

第4章 環境施策

4-1 施策の体系



各基本方針、施策を実施し、2028年の望ましい環境像をめざす。

基本方針	施 策
基本方針Ⅰ【地球環境】 ◆一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち	1. 脱炭素型の生活・事業活動の推進
	2. 気候変動への適応の推進
基本方針Ⅱ【資源循環】 ◆資源が循環する豊かなまち	3. ごみの減量・再使用の推進
	4. 資源が循環する仕組みの充実
	5. 適正なごみ処理の維持
基本方針Ⅲ【生活環境】 ◆生活環境を守り、安全・安心に暮らせるまち	6. きれいな空気・水及び騒音・振動が少ない環境の保全
	7. その他の生活環境の保全と創造
基本方針Ⅳ【自然環境】 ◆生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち	8. 生物多様性とその生息環境の保全
	9. 自然とふれあえる場の創出
	10. 里山の自然や都市近郊農地の活用
基本方針Ⅴ【都市環境】 ◆快適で個性豊かな住みよいまち	11. 快適な都市環境の確保
	12. 清潔で美しいまちづくり
	13. 歴史的・文化的環境の保全
基本方針Ⅵ【環境活動】 ◆市民・事業者による環境保全活動が活発なまち	14. 環境を大切にする人づくりの推進
	15. 市民・事業者の自主的な環境保全活動や環境経営の推進

4-2 施策の展開

基本方針Ⅰ【地球環境】	一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち
-------------	-------------------------

1 脱炭素型の生活・事業活動の推進

脱炭素型社会の構築に向け、脱炭素型生活様式、事業活動を推進します。また、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの拡充について検討し、利用拡大に努めます。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
再生可能エネルギー（電気・熱）・未利用エネルギーの利用の拡大	
市内でまだ利用されていない再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用の拡充に努めます。	・ 公共施設等において太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進し、未利用エネルギーの利用の導入について検討します。 ・ 再生可能エネルギー設備の導入について、補助金等の活用を促し、推進します。 ・ 水素エネルギーについて啓発を行います。
市民・事業者の温室効果ガス削減活動の促進	
市民・事業者に対して脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルに関する啓発活動を行います。	・ デコ活²事業等と連携して、イベントやキャンペーン等で市民に対して脱炭素型ライフスタイルに関する啓発活動を行います。 ・ 広報媒体等を通じて脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを実施している市民・事業者を周知・啓発・支援します。 ・ 事業者に対して、環境経営や環境マネジメントシステム導入を促進します。 ・ 企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことをめざす国際的取組のRE100や、その中小企業向けの再エネ100宣言RE Actionについて市内の事業者にも普及・啓発します。 ・ 雨水の有効利用への意識啓発や情報の提供を行います。 ・ 再配達防止に関する啓発や取組を推進します。
うちエコ診断、省エネ診断の活用促進	・ 家庭や事業者での省エネ・省CO₂に向けて、うちエコ診断や省エネ診断について周知・啓発を行います。

² デコ活とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、2022年10月に発足した国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための新しい国民運動です。

ZEH ³ や ZEB ⁴ 、高効率機器等の導入により、建築物の省エネルギー化を促進します。	・新築建物や既存建物に関し、ZEH・ZEB、省エネルギー建物のメリットや支援などを周知・啓発を行う。 ・長期優良住宅建築等計画、低炭素建築物新築等計画より省エネルギー化や、既存住宅での省エネ改修を促進します。 ・ZEB 化した公共施設を発信し、ZEB 化を促進します。 ・高効率機器の導入について、補助金等の活用を促し、推進します。
公共施設での省エネルギー化を推進します。	・ESCO 事業⁵を活用した公共施設の省エネルギー化を推進します。 ・公共施設の ZEB 化及び高効率設備等を導入します。
CO ₂ 排出量の少ない交通手段等を促進します。	・電気自動車等の ZEV の導入や自動車用充電設備の導入を促進します。 ・自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車の利用・歩行運動を促進します。 ・地域の交通利便性向上に向けた取組を推進します。 ・エコドライブについて周知・啓発を行います。
ヒートアイランド現象に対応したまちづくりの推進	
人工排熱の削減や地表面被覆の改善等を進め、地表面温度の上昇を抑制・改善します。	・省エネルギーやエネルギー効率の高い機器の活用を進め、都市排熱の削減を進めます。 ・公共工事や地域の再開発等の際は、人工排熱の低減や、地表面被覆の改善等に配慮し、ヒートアイランド現象の緩和に努めます。 ・民間の開発・工事においても、地域のヒートアイランド現象の緩和に配慮した設計・工法を採用するよう働きかけます。

＜市民・事業者の取組＞

市民の取組	・太陽光発電設備の導入・住宅の ZEH⁶化・省エネ機器への買換え・エコカーの導入等の脱炭素型ライフスタイルを実施します。 ・イベントやキャンペーンに参加することで、家庭での意識向上に努めます。 ・マイカーの利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用します。 ・敷地内に雨水タンクを設置する等、雨水の有効利用を心がけます。 ・うちエコ診断等を活用し、エネルギーの使用状況を把握します。 ・製品やサービスの購入にあたっては、環境負荷が少ないものを選択します。
-------	--

³ ZEH とは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅のことです。

⁴ ZEB とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした建物のことです。

⁵ ESCO 事業は、省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業です。ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達等にかかる全てのサービスを提供します。

事業者の取組	・太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの利用や省エネ設備の導入、事業所の ZEB 化、エコカーの導入等の脱炭素型ビジネススタイルを実施します。 ・環境マネジメントシステムの導入に努めます。 ・環境関連技術開発の向上のための研修会や交流会を開催します。 ・敷地内に雨水タンクを設置する等、雨水の有効利用を心がけます。 ・未利用エネルギーの活用を検討を行います。 ・省エネ診断等を活用し、エネルギーの使用状況を把握します。 ・製品やサービスの購入にあたっては、環境負荷が少ないものを選択します。
--------	---

2 気候変動への適応の推進

気候変動の影響による**危機的な**被害を防止・軽減するために、各主体の役割や、関連する施策に気候変動への適応策にかかる取組を**強化し**、適応策を推進します。

<行政の取組>

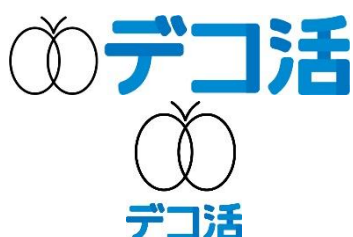
個別施策・内容	具体的な取組
適応策についての情報提供・意識啓発	
気候変動や適応についての情報提供や意識啓発に取り組みます。	・ゼロカーボンシティやお推進協議会を通じた情報提供や意識啓発に取り組みます。 ・気候変動による危機的な状況を伝え、気候変動によるリスクについて周知します。 ・関係部局が連携し、気候変動とその適応についての情報提供や意識啓発を推進することにより、適応に関する意識の向上と気候変動に備えた行動を促します。
個別の適応策の推進	
防災・農業・健康・自然生態系等、本市で課題になると見込まれる分野について、適応策を 強化 し、推進します。	・気候変動に起因する集中豪雨による氾濫被害等を防ぐため、被害予測やその適応策の実施に取り組みます。 ・気候変動による環境変化や自然災害の増加等に備えるため、上下水道・ごみ処理・道路等のインフラに関して、適切な維持管理や補強等を進めます。 ・熱中症について、市民に対し日常生活における注意点や予防法を周知します。また、クールスポットの活用を促進します。 ・感染症に備え、情報を把握し、医療機関や市民への周知に努めます。 ・気候変動による生態系への影響の把握に努めます。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	・気候変動に伴い、今後増加すると見込まれる自然災害に備えるため、家庭内での防災備蓄や、災害時の行動訓練の実施等、防災に関する準備を高めるよう努めます。 ・夏場の猛暑日が増えているため、熱中症対策に気を付けます。 ・熱中症警戒アラートなど、事前の情報取得に努めます。 ・感染症に備えて、感染予防に努めます。
-------	--

事業者の取組	・気候変動に伴い今後発生する自然災害に備え、事業所施設の安全性について確認し、必要な対策を進めます。 ・建物を建てる際や開発を進める際は、人工排熱の軽減や、ヒートアイランド現象の緩和に配慮します。 ・災害時に従業員等が適切な行動をとれるよう、定期的な訓練の実施や行動マニュアル作成等の取組を進めます。 ・夏場の熱中症対策を進めます。 ・感染症に備えて、感染予防に努めます。 ・クールスポット（緑地、公開空地、冷房設備を有する施設など、一時的に暑さをしのぎ、涼しく過ごすことができる場所）の提供について検討します。
--------	---

図8 脱炭素型ライフスタイルの推進 ＜デコ活に関する取組例＞



2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動



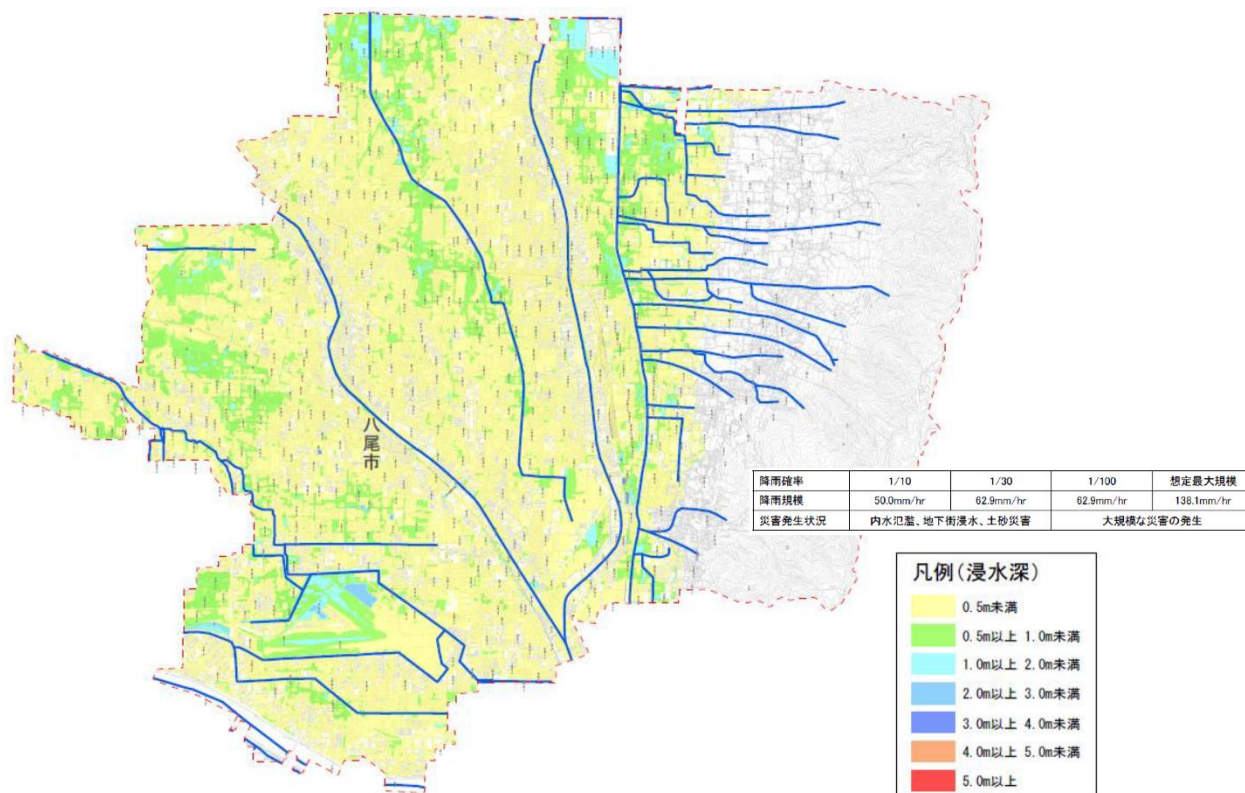
出典：環境省ホームページ

図9 気候変動の緩和策・適応策



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図10 気候変動への適応 ＜洪水リスク表示図＞



出典：八尾市地域防災計画資料編

基本方針Ⅱ〔資源循環〕	資源が循環する豊かなまち
-------------	--------------

3 ごみの減量・再使用の推進

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に基づき、環境負荷の少ない循環型社会づくりを推進します。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
廃棄物の発生・排出抑制	
ごみの減量化や生ごみの再生利用・排出抑制等、廃棄物の発生・排出抑制の取組を促進します。	・ごみの減量化・発生抑制（リデュース）を促進するため、ごみ減量に関する意識啓発に取り組みます。 ・マイバック運動やレジ袋の削減、容器包装の削減等を促進します。 ・電動生ごみ処理機の購入あっせん制度を行い、生ごみの再生利用・排出抑制を促進します。
食品ロスの削減	
買い物や調理時の工夫により、食品ロスの削減を進めます。	・家庭から出る食品ロスを減らすため、食品ロスに関する意識啓発に取り組みます。 ・フードバンク等を活用した余剰食品の有効活用について、関係機関と連携して食品ロス削減の取組を推進します。 ・小売店での小量販売、食べ残し防止運動等の取組を推奨し、食品ロスに関する意識啓発を推進します。 ・大阪府の実施している「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」事業者とも連携し、本市における食品ロス削減を推進します。
フードドライブ ⁷ の推進により食品ロスの削減を進めます。	・民間団体等と連携し、市内でのフードドライブの実施を支援します。
プラスチックの削減	
プラスチック製品の散乱防止等及び容器包装分別収集を促進します。	・「やおプラスチックごみゼロ宣言」（令和元年（2019年）6月）を基軸に、プラスチックごみゼロをめざす取組を推進します。 ・イベント等でマイボトルやマイ食器の使用を促進します。 ・マイクロプラスチックによる海洋汚染等を防ぐため、プラスチックごみの散乱防止や、マイクロビーズ含有製品の使用について、府内自治体と検討を進めます。 ・事業等で取り扱うプラスチック製品について、使用削減を推進するとともに自然環境中で分解されるプラスチック代替素材やほかの素材への転換を検討します。

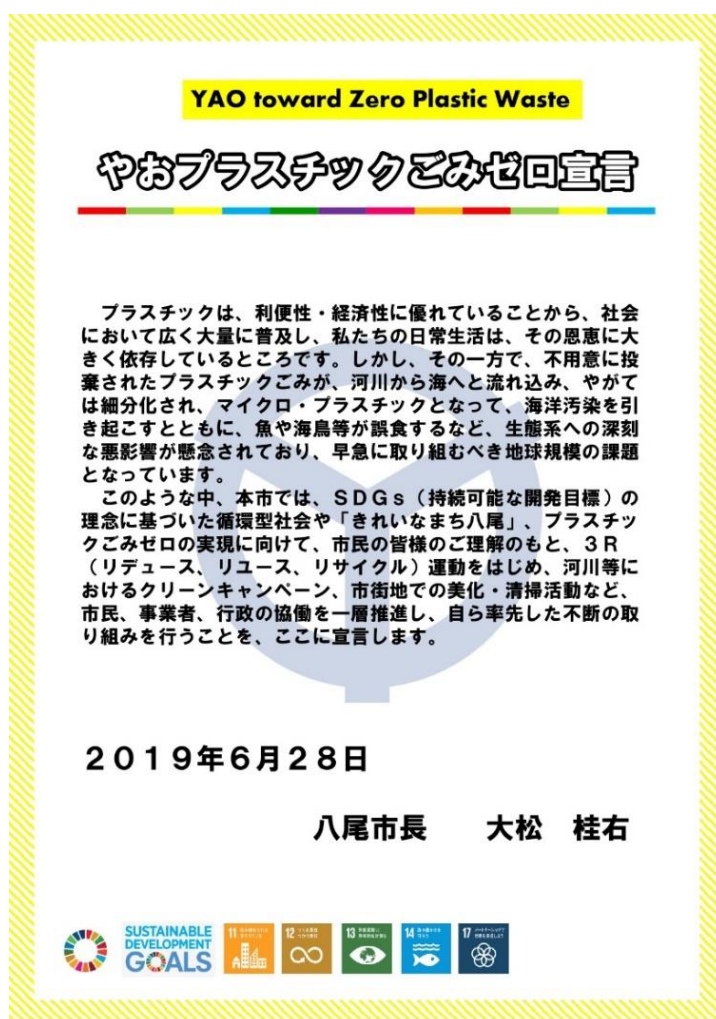
⁷ フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。フードバンク発祥の地、アメリカでは1960年代から盛んに行われていると言われています。

再使用の促進	
情報提供や再使用の仕組みづくりを支援し、再使用を促進します。	・リユース機会を提供できる場やフリーマーケット等、リユースに関する情報提供を進めます。 ・リユースイベント等により、リユースを促進します。 ・本市の関連するイベントでは、使い捨て食器等を使用しないよう促します。

＜市民・事業者の取組＞

市民の取組	・日常生活においてごみや食品ロスを出さない工夫をします。 ・不要品の再使用等、リユースの取組を進めます。 ・詰め替え可能な商品や包装の少ない商品を購入し、ごみの削減に努めます。 ・買い物にはマイバックを持参し、できる限り簡易包装の商品を選びます。
事業者の取組	・ごみの発生抑制・減量を心がけ、過剰包装の自粛、できる限りごみの出ない商品づくり等に努めます。 ・リユースの取組に協力します。 ・食品ロス削減の取組に協力します。

図11 やおプラスチックごみゼロ宣言



4 資源が循環する仕組みの充実

家庭や事業所から排出される資源のリサイクルを実践し、環境負荷の少ない循環型社会づくりの推進等を図ります。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
資源の再生利用の促進	
分別排出の推進や集団回収の促進等、リサイクルの促進を図ります。	・ごみの分け方・出し方ガイドブック等による啓発を行い、ごみの分別収集を推進します。 ・資源化に関する意識啓発に取り組みます。 ・グリーン購入⁸を推進します。 ・建設リサイクル法に基づく、建築工事等における分別解体を啓発・指導します。 ・スーパー等に店頭回収の協力を求め、店頭回収に関する情報を市民に提供し、協力を呼びかけます。 ・市民の自主的なリサイクル活動を支援するとともに、集団回収事業を促進します。
パートナーシップの構築	
市民・事業者・他自治体との協力体制を構築します。	・ごみの減量やリサイクルを促進するため、市民、事業者及び行政の相互理解と協力体制を構築します。 ・全国都市清掃会議や大阪府中部ブロック清掃協議会等を活用し、他自治体との連携を強化します。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	・家庭において、ごみの分け方・出し方ガイドブック等を参考に、ごみの分別を徹底します。 ・生ごみ処理機等で、生ごみの堆肥化、有効活用を進めます。 ・リサイクル商品を選んで購入するグリーン購入に努めます。 ・地域における有価物集団回収等の取組を促進します。
事業者の取組	・ごみの分別化を徹底し、資源の有効利用を進めます。 ・リサイクル品の回収・資源化を進めます。 ・グリーン購入を推進します。 ・事業活動で発生する生ごみの資源化を進めます。

⁸ グリーン購入とは、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。平成13年（2001年）4月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されました。この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

5 適正なごみ処理の推進

環境負荷をできるだけ抑制したごみの適正排出を推進し、環境負荷の少ない循環型社会づくりを推進します。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
ごみの適正排出の推進	
ごみの適正排出を推進します。	- 適切な分別排出を促す啓発活動を様々な媒体を通じて継続的に実施し、家庭系ごみの適正排出の徹底を推進します。 - 許可業者と連携し、事業系ごみの適正排出の徹底を図るとともに、搬入物検査を継続します。 - 多量排出事業者に対する、減量指導を推進します。
ごみ処理施設の整備の推進	
大阪広域環境施設組合と協力し、環境に配慮した焼却施設の整備を進めます。	- 大阪広域環境施設組合と連携し、広域処理施設の整備を進めます。 - 施設整備に当たっては、環境保全を最も重視した上で、資源やエネルギーの有効利用・長期間の安定稼働・経済性等を考慮し、安全・安心な施設整備を進めます。
災害廃棄物の処理体制の整備を進めます。	全国で多発する災害について情報収集し、災害廃棄物処理計画の見直しを随時行います。
最終処分量の削減を図り、最終処分場の安定的な確保を図ります。	- 最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を推進します。 - 安定的な処分場を確保するため、フェニックス計画⁹の継続を要望します。
不法投棄の防止	
不法投棄防止のための監視・啓発を行います。	- 不法投棄について意識啓発に取り組みます。 - 関係課及び警察と連携したパトロールを実施します。 - 不法投棄が多い地域で、啓発看板の配布や設置等、不法投棄されにくい環境の整備等を推進します。 - 不法投棄の通報を受けた際には、迅速に対応できるよう連絡体制を構築するとともに、不法投棄の未然防止のため、本市の取組を広報します。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	- 分別排出ルールを守り、適正排出を徹底します。 - 住んでいる地域の周辺や日常生活の中で、不法投棄をさせないよう見守ります。
事業者の取組	- 事業系ごみは許可業者に収集を依頼し、適正排出を徹底します。 - 古紙や飲料容器等の資源物は、資源化するよう努めます。 - 自社周辺において、不法投棄がされないよう見守ります。

⁹ フェニックス計画とは、複数の自治体が県境を超えて共同で利用する広域処分場を海面に整備し、廃棄物の収集・処理・処分を広域的に行うとともに、埋立跡地を活用する計画のことです。

基本方針Ⅲ【生活環境】	生活環境を守り、安全・安心に暮らせるまち
-------------	----------------------

6 きれいな空気・水及び騒音・振動が少ない環境の保全

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、有害化学物質等による環境汚染の未然防止等、良好な生活環境の保全に関する取組を推進します。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
大気環境の保全	
大気汚染についての監視調査や発生源の規制等を行い、環境汚染の未然防止に努めます。	・大気汚染の監視調査を継続的に実施し、状況の把握及び市民・事業者への情報提供に努めます。 ・工場・事業場に対して規制・啓発を行います。 ・エコドライブや電動車の普及等の自動車公害対策を推進します。
水環境の保全	
水質汚濁についての監視調査や発生源の規制等を行い、環境汚染の未然防止に努めます。	・水質汚濁の監視調査を継続的に実施し、状況の把握及び市民・事業者への情報提供に努めます。 ・工場・事業場に対して規制・啓発を行います。 ・下水道整備区域内の下水道接続率の向上を図ります。 ・生活排水対策についての啓発を行います。 ・浄化槽の適正利用についての指導・啓発を行います。
騒音・振動の防止	
騒音についての監視調査や、騒音・振動に関する発生源の規制等を行うことにより、これらによる環境負荷の低減を進めます。	・一般環境や道路交通環境等、騒音に関する環境の監視を実施し、状況の把握に努めるとともに、市民・事業者への情報提供に努めます。 ・騒音・振動の低減に向けた規制や啓発を行います。 ・緑地帯の整備等、道路沿道環境の改善、周辺の住環境に配慮した整備を進めます。
有害化学物質等による環境汚染の未然防止	
有害化学物質等について大気・水・土壌を対象に調査を実施します。また、工場等からの化学物質の排出状況の把握及び適切な情報提供等により、環境汚染の未然防止に努めます。	・ダイオキシン類等の有害化学物質についての監視を行います。 ・関係機関と連携し、有害化学物質等に関する情報を収集し、市民・事業者への情報提供に努めます。 ・アスベスト飛散防止についての指導を行います。 ・関係法令に基づき化学物質の排出状況の把握及び適切な情報提供を行います。 ・有害化学物質等を取り扱う事業者に対し、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、管理体制の確立、災害発生の未然防止について意識の高揚を図ります。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	・自動車の運転に際しては、エコドライブを実践します。 ・低公害車の購入・使用に努めます。 ・光化学スモッグ・PM2.5等の行政からの注意喚起に関する情報収集を行い、状況に応じた行動をとります。 ・生活排水による水質の悪化等の低減に向け、廃油対策を心がける等一人ひとりが意識を持って行動します。また、公共下水道整備区域においては、早期に公共下水道に接続します。 ・浄化槽を使用等している場合、保守点検・清掃・定期検査を行い、適正に管理します。 ・化学物質についての正しい知識を身につけます。
事業者の取組	・施設の適正な管理や公害防止設備の導入等により、公害の防止及び環境への負荷の低減に努めます。 ・自動車の運転に際しては、エコドライブを実践します。 ・低公害車の購入・使用に努めます。 ・公共下水道整備区域においては、早期に公共下水道に接続します。 ・油や着色水、土砂等の公共用水域への流出防止に努めます。 ・浄化槽を使用等している場合、保守点検・清掃・定期検査を行い、適正に管理します。 ・関係法令に基づき化学物質の使用等を行政に報告するとともに、適正使用や管理を徹底します。 ・使用等している化学物質の種類、講じている管理手法、災害予防対策等に関する情報を公開することにより、周辺住民の理解を得られるよう取り組みます。

7 その他の生活環境の保全と創造

土壌・地下水汚染、地盤沈下等の防止、その他の生活環境の保全と創造に関する取組を推進します。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
地盤環境の保全	
土壌汚染・地下水汚染を防止するための規制・啓発等を推進します。また、工場・事業場等による地下水の過剰なくみ上げによる地盤沈下の防止に努めます。	・公害関係法令に基づき、土壌汚染・地下水汚染対策についての指導や、土壌汚染・地下水汚染に関する情報提供を行います。 ・関係機関と連携し、地盤沈下の状況把握及び地下水の適正な使用についての情報提供に努めます。 ・宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づき、盛土の適正管理についての指導や適性管理に関する情報提供を行います。
公害苦情処理対策	

公害苦情発生の未然防止に努めるとともに、早期解決を図るため、「八尾市生活環境紛争処理制度」の活用を促進します。	・公害関係法令や八尾市生活環境の保全と創造に関する条例に基づき、騒音・振動、悪臭等による公害苦情発生の未然防止のための規制・啓発を継続して行います。 ・関係法令に基づく屋外燃焼行為の禁止や、禁止の除外規定に当たる場合の周辺への配慮等について、行為者への指導や啓発、市民への情報提供等に努めます。 ・大阪府公害審査会・八尾市生活環境紛争処理委員会等の活用による公害苦情等の早期解決を促進します。
環境の保全と創造に関する協定締結の推進	
工場・事業場と公害防止や環境保全に関する協定を締結することにより、自主的な公害の未然防止及び環境への負荷の低減、地域への貢献を促進します。	・環境の保全と創造に関する協定の締結を促進し、締結事業場については環境保全や地域貢献に積極的に取り組んでいる事業者として市民等への情報発信を行っています。
電波障害・日照障害対策の推進	
中高層建築物に対し、電波障害等の未然防止を図ります。	・民間建築物について、「八尾市開発指導要綱」に基づき、電波障害・日照障害の未然防止に努めます。
その他の周辺環境への配慮	
周辺住民へ配慮した再生可能エネルギーの利用	・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づき、FIP/FIP 認定を受ける再エネ発電事業のうち、一定の要件を満たす場合において、周辺住民への説明会等について、事業者からの相談を受け付けます。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	・地下水の適正利用・管理を心がけます。 ・廃棄物は適正に処理し、やむを得ず、法令に基づく禁止の除外対象となっている屋外燃焼を行う場合は臭い、煙の発生について、周辺の生活環境に最大限配慮します。 ・日常生活に起因する騒音・振動、悪臭等の低減に向け、一人ひとりが意識を持って行動します。 ・生活環境に係る紛争の解決ため、「公害紛争処理法」に基づく制度や「八尾市生活環境紛争処理制度」を活用します。
--------------	---

事業者の取組	・ 土壌・地下水汚染を未然に防止するため、有害物質は適正に管理します。 ・ 地下水の適正利用・管理を心がけます。 ・ 盛土について適正に管理します。 ・ 廃棄物は適正に処理し、やむを得ず、法令に基づく禁止の除外対象となっている屋外燃焼を行う場合は臭い・煙の発生について、周辺の生活環境に最大限配慮します。 ・ 公害苦情発生の未然防止のため、事業活動に伴い発生する騒音・振動、粉じん、悪臭等の低減に努めます。 ・ 建設工事を行う際は、事前に工事の概要等について周辺住民に説明を行うとともに、騒音・振動、粉じん等の発生により周辺の生活環境を損なわないよう努めます。 ・ 公害等に係る紛争の解決ため、「公害紛争処理法」に基づく制度や「八尾市生活環境紛争処理制度」を活用します。 ・ 環境マネジメントシステムの導入や、本市との環境の保全と創造に関する協定の締結等により、自主的な環境保全の取組を推進します。 ・ 中高層建築物の建築により近隣の住環境に障害を生じないように努めます。 ・ 周辺住民へ配慮した再生可能エネルギーの利用を行います。
--------	---

基本方針Ⅳ〔自然環境〕	生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち
-------------	-----------------------------

8 生物多様性とその生息環境の保全

自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現するため、多様な動植物が生息・生育できる環境を保全し、生物多様性の保全を図ります。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
貴重な生物多様性の保全	
野外活動体験の普及促進や自然再生活動の実施により、生物多様性の保全に関する取組を推進します。	- 多様な生き物の生息空間の創出のため、生物多様性の保全・再生に努めます。 - 環境基本計画で提唱されている地域循環共生圏の考え方を取り入れ、市内の取組を促進します。 - 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域について、支援を検討します。 - 野外活動体験の普及促進や自然再生活動の実施により、生物多様性とその保全について市民の意識啓発に取り組みます。 - ネイチャーポジティブの実現に向けて活動している団体に対し、環境省が推進している「ネイチャーポジティブ宣言」の登録に向けた支援を検討します。 - 市民が生物多様性の価値を尊重し、自分事として実現に向けた行動をとれるよう、行動変容を促します。 - 八尾市版生物多様性地域戦略の策定について検討します。
貴重な野生生物の保護・保全を推進します。	ニッポンバラタナゴ¹⁰を含む貴重な植物・動物を保護するため、生育・生息環境の保全に取り組みます。
生物多様性保全に係る推進体制の整備	
本市の体制や市民・事業者・NPO等の多様な主体との協働や連携の体制を整備します。	- 本市における庁内横断的な推進体制を構築します。 - 中間支援組織と協働で、環境保全活動の支援を推進します。

<市民・事業者の取組>

¹⁰ ニッポンバラタナゴは、ため池や沼等、水の流れが少ない場所に生息する日本固有の淡水魚です。繁殖期になると、オスの体がバラ色に染まることから「バラタナゴ」と名付けられました。かつては高安地域の池に多く生息していましたが、現在は環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠA類に指定され、八尾市のほか香川県東讃岐地区等、ごく限られた地域にのみ生息しています。

市民の取組	・高安山やニッポンバラタナゴの生息するため池の保全等、生物多様性の保全活動に積極的に参加・協力します。 ・緑地や公園等の市街地の中にある身近な自然を大切にします。 ・保全活動や身近な自然を大切にすることで、自然との共生を進めます。
事業者の取組	・地域の生物多様性の保全活動に積極的に協力します。 ・開発を行う場合、自然環境に十分配慮した開発計画となるように保全対策を検討します。

9 自然とふれあえる場の創出

自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会をめざし、里山や水辺環境等の自然とふれあえる場の保全と創出を図ります。

<行政の取組>

個別施策・内容		具体的な取組
里山の保全		
	市民・事業者・行政の協働による里山の保全を推進する等、身近にふれあえる緑の保全と創出を図るとともに、動植物の生息・生育環境の確保に努めます。	・自然とふれあえる場・機会となるハイキング道の整備・維持管理を行います。 ・高安山での市民による里山保全活動を支援します。 ・八尾市森林整備実施計画に基づき、森林を保全します。
水辺環境の保全		
	市民が身近に自然とふれあえる場として親水性の高い水辺環境の創出や、生物の生息環境の場としての水辺環境の整備等、水辺環境の保全に関する取組を推進します。	・親水空間の確保や緑道の整備を行い、水と緑のネットワークの整備を推進します。 ・親水性に配慮した河川の整備・改修・管理を推進します。 ・水辺の生き物調査や河川に親しむイベントを実施します。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	・里山は市民全体の貴重な財産であるという認識を持ちます。 ・里山管理等のボランティア活動に参加・協力します。 ・所有する里山や竹林の適正な維持管理に努め、保全活動に積極的に協力します。 ・水辺の生き物調査や河川に親しむイベントに参加します。
事業者の取組	・所有する里山や竹林の適正な維持管理に努め、保全活動に積極的に協力します。 ・里山管理等のボランティア活動に参加・協力します。

10 里山の自然や都市近郊農地の活用

高安山を中心に身近な自然の魅力を積極的に発信し、地域の自然環境を理解する機会を作るとともに、農地の保全や遊休農地の活用に努めます。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
里山の活用	
高安山を中心に身近な自然の魅力を積極的に発信します。また、里山で自然にふれあう体験・学習等を実施することで、地域の自然環境を理解する機会を作ります。	・NPO等の市民団体や教育機関と連携して、自然観察会等、体験・学習活動の開催を推進します。 ・八尾市森林整備実施計画に基づき、森林を保全するとともに、森林環境教育について実施します。
農地の維持及び遊休農地の活用	
農地の重要性の啓発や農業の振興等、農地の維持や遊休農地の活用に関する取組を推進します。	・農地が有する多面的機能等の農地の重要性について、市民への意識啓発に取り組みます。 ・「農地バンク制度¹¹」等農地の活用を目的とした取組を推進します。 ・農業経営の改善、農業後継者・新規就農者の育成を支援します。 ・農業基盤整備や農業用施設の更新等に取り組みます。 ・イノシシ等の有害鳥獣による農業被害の防止を推進します。
環境保全型農業の促進	
地元農産物の消費促進や減農薬・有機栽培の普及等、環境保全型農業の促進に関する取組を推進します。	・地産地消の普及、直売所等の支援等により農業振興を推進します。 ・地元農産物を使用した保育所・学校給食の推進や地元農産物の販売を支援します。 ・環境に配慮した減農薬や有機栽培の普及・拡大を促進します。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	・里山の歴史や生物多様性に関心を持ち、環境とふれあう機会を作ります。 ・農地が有する多面的機能に対する理解を深め、農地の重要性に関心を高めます。 ・イノシシ等による農業被害の防止を地域ぐるみで進めます。 ・地元で採れた農産物や加工品を積極的に購入し、地産地消に努めます。 ・減農薬や有機栽培で作られた農作物等を購入することにより、消費者として環境に配慮した農業を応援します。
-------	---

¹¹ 遊休農地を所有し、その提供を希望する人（貸し手）と、その利用を希望する人（借り手）に関する情報を登録し、貸し手・借り手の間で農地の安全な貸し借りを仲介する仕組みです。

事業者の取組	・農地バンク制度等農地の活用を目的とした取組に参加します。 ・地元消費者との交流を推進します。 ・農業の振興に努めるとともに、農地等の田園環境を保全します。 ・環境への負荷低減に配慮した、減農薬・有機栽培等の環境保全型農業を推進します。 ・地元で採れた農産物や加工品を積極的に購入し、地産地消を進めます。
--------	--

<協働により推進する取組>

ニッポンバラタナゴの保護と里山の活用	
	① 中心となるテーマ：八尾の里山の価値を認識し、里山の恵みを生活に活かす ・本市の里山の豊かな自然環境とそこで営まれた生活の歴史は本市の誇りであり、将来に引き継いでいくものです。 ・そこで、ニッポンバラタナゴとその生息環境であるため池、そのため池の成立基盤である里山を保全し、地域の活性化と経済的発展のために活用します。 ② 取組の概要 ・全国的にも希少なニッポンバラタナゴを保護し、その生息環境となるため池やため池を活用する田畑を含めた里山全体を保全します。また、周辺の農地で収穫した農産物等をニッポンバラタナゴ関連産品として生産・販売する等、本市をニッポンバラタナゴと共存するまちとして発信します。 ・東部山麓地域の自然と歴史・文化を解説するエコツーリズムを実践し、環境保全と地域振興を両立させます。 ・地域の人や興味・関心のある人たちを中心とした環境保全活動を活発にし、新たな参加者を増やしていきます。 ・高安地域の貴重な自然環境、生物多様性を次世代へ継承します。 ③ 期待できる成果 ・本市にある豊かな自然・里山とそれを取り巻く歴史・文化を、みんなが知り、誇りに思うようになります。 ・市内の里山を舞台としたエコツーリズムが広がり、本市の東部山麓地帯が、環境に加え、経済的にも重要な位置づけになっていきます。 ・市内の環境保全活動が活発になり、参加者の幅が広がります。

八尾市での地域循環共生圏にかかる取り組みの紹介

●きんたい米の栽培



きんたい米は、本市の高安地域で特定の農家さんによって育てられたお米で、売り上げの一部がニッポンバラタナゴの保全活動をしているNPOの団体活動費として活用されている環境に配慮した商品です。

稲が水を最も必要とする時期にニッポンバラタナゴが生息するため池の水を引き入れて栽培されたお米です。

●河内木綿の栽培・商品化に向けた取り組み



里山での生息環境を守るため、地域で活動している市民団体との協働により、農薬を使わない農業を振興するとともに、市域で地場産業として栄えた河内木綿の栽培を普及させる取り組みが進められています。各地域で育てられた河内木綿の綿を集め、河内木綿文様が施された反物を作成しました。

地域内外に八尾の里山や河内木綿の魅力を伝え、河内木綿の需要喚起を図るとともに、地域農家に呼びかけ、さらなる河内木綿の栽培・収穫を拡大することで、持続可能な里山の保全につなげようとして取り組まれています。

●エコツーリズムに関する取り組み



市内企業にも参加を呼び掛けている森林保全活動や農業体験イベント、さらに、鉄道会社主催による本市の名産である枝豆の即売会などをはじめとするマルシェイベントやナイトイベントを開催しており、高安山地域の魅力を体験していただけるような取り組みが関係機関との協働で進められています。



基本方針Ⅴ〔都市環境〕	快適で個性豊かな住みよいまち
-------------	----------------

1 1 快適な都市環境の確保

市内の各地域の特性を考慮しながら、市街地の中小河川や公園・緑地等の身近な水や緑を、市民や事業者が日常的に親しめる空間として整備するとともに、市民や事業者による緑化を促進します。また、市街地が平坦という特徴を活かし、自転車の利用しやすいまちづくりを進めます。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
身近に親しめる緑の普及	
市民が身近な緑を親しめるよう緑化を推進します。	・緑化樹や記念樹の配布等の緑化支援事業を推進し、民間施設の緑化を促進します。 ・一般住宅や工場等の緑化に関する情報提供や意識啓発等により、自発的な緑化を支援します。 ・緑とふれあえる公園・緑地・街路樹の整備を推進します。 ・公園・緑地の日常的な維持管理への市民参画を促進します。 ・公共施設の緑化を推進します。
ヒートアイランド現象に対応したまちづくりの推進	
人工排熱の削減や地表面被覆の改善等を進め、地表面温度の上昇を抑制、改善します。	・省エネルギーやエネルギー効率の高い機器の活用を進め、都市排熱の削減を進めます。 ・公共工事や地域の再開発等の際は、人工排熱の低減や、地表面被覆の改善等に配慮し、ヒートアイランド現象の緩和に努めます。 ・民間の開発・工事においても、地域のヒートアイランド現象の緩和に配慮した設計・工法を採用するよう働きかけます。
住工共存のまちづくり	
産業集積の維持発展と暮らしやすさが共存したまちづくりを推進します。	・都市計画手法等を活用し、規制・誘導を適切に行うことで、住工混在の進行を未然に防ぎ、住環境や工場の操業環境の改善に取り組みます。 ・市民・事業者・行政の協働によるリスクコミュニケーション¹²を推進します。 ・「ものづくりのまち」として操業環境の維持発展が図られるよう、工場の立地誘導を推進します。
環境に配慮したまちづくりの推進	
環境に配慮した開発事業への誘導を推進します。	・「八尾市環境影響評価条例」の適正な運用を図ることにより、環境に配慮した開発への誘導を推進します。

¹² リスクコミュニケーションとは、社会に取り巻くリスクに関する正確な情報を、関係者間で情報を共有し、相互の意思疎通を図る対話を行うことです。

高齢者や障がい者等に配慮したまちづくりを推進します。	・段差解消や誘導ブロックの整備、公共施設におけるエレベータの整備等、すべての人が生活しやすいまちづくりを推進します。
自転車の利用しやすいまちづくり	
自転車を快適に利用できる仕組みづくりに取り組みます。	・学校との協力体制により、歩行者・自転車の安全に関する意識啓発や講習会等を実施します。 ・利用しやすい自転車駐輪場の整備を推進します。 ・レンタサイクル等、自転車を利用しやすい環境整備について推進します。 ・駅周辺における放置自転車の移動保管実施等による放置自転車対策を推進します。
事業所における自転車利用の促進	・事業所と連携して、自転車通勤を促進します。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	・公園・緑地の日常的な維持管理に積極的に参加します。 ・自転車や徒歩の利用に努めます。 ・交通安全の講座に参加します。
事業者の取組	・事業所の緑化に努めます。 ・事業所のバリアフリー化に努めます。 ・公共交通や自転車による通勤を促進します。

12 清潔で美しいまちづくり

まちの清潔さ、美しさを維持し、たばこの吸い殻やペットボトル等のポイ捨て防止対策を講じながら、都市景観の向上にかかる取組を推進します。また、市民や事業者における美しいまちづくりについての意識や景観意識の高揚に努めます。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
まちの美化の推進	
まちの美化活動の主体である市民・事業者・各種団体・関係行政機関と連携して、環境美化に関する取組を推進します。	・クリーンキャンペーンやクリーンアップロード作戦をはじめとする各種環境美化イベントを実施することで、市民・地域・団体や事業者等の環境美化意識の醸成と清掃活動や不法屋外広告物の撤去等により、環境美化の保全に努めます。 ・各種アドプト環境美化活動¹³の事務局と連携し、清掃・緑化活動を推進します。

¹³ アドプト環境美化活動とは、道路、河川、公園等の一定区間を市民団体等が環境美化活動を行い、行政がこれを支援しながら、お互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップの下で進める活動のことです。

		・ごみのポイ捨てやペットの糞や尿の放置をなくすため、市民のマナー向上が図れるよう啓発を推進します。 ・「八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例」に基づき、路上喫煙マナーの向上が図れるよう啓発を推進します。
景観に配慮したまちなみ保全		
	市民・事業者の景観意識の高揚を図り、良好な都市景観を形成します。	・美化運動等の推進に関し、活動団体へ適切な助言等を行います。 ・八尾らしい特性を有した景観資源の保全及び活用を行います。 ・地域等の意識醸成を図り、八尾の景観魅力を創出し、発信するための取り組みを進めます。 ・良好な景観形成を図るため、大規模建築物等に対し、適切に誘導します。 ・市内の良好な景観を有する地区を保全します。 ・「八尾市開発指導要綱」等による良好な都市環境の形成をめざし、適切に誘導します。
空家・あき地の適正管理の推進		
	空家・あき地の適正管理に関する取組を推進します。	・「八尾市空家等の適正管理に関する条例」や「八尾市あき地の適正管理に関する条例」に基づき、対策を進めます。 ・補助制度や空家バンク制度、空家セミナー等により、空家等の利活用等を進めます。 ・雑草が繁茂するあき地について、適正管理のための指導を行います。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	・町会、自治会や各種団体による美化活動に参加します。 ・ごみのポイ捨てやペットの糞や尿の放置等は行わないようにします。 ・所有地を適正に管理し、不法投棄の未然防止に努めます。 ・所有する土地や家屋等について、雑草の繁茂等周辺の迷惑にならないように、適正な維持管理に努めます。
事業者の取組	・地域の環境美化活動に参加・協力します。 ・所有地を適正に管理し、不法投棄の未然防止に努めます。 ・所有する土地や家屋等について、雑草の繁茂等周辺の迷惑にならないように、適正な維持管理に努めます。

13 歴史的・文化的環境の保全

貴重な歴史資産を保全し、活用を進めることで、歴史資産の確実な継承につなげます。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
歴史資産の保全と活用	
市民協働による歴史資産の保全と活用を進めるとともに、歴史資産の保護に関する取組を推進します。	・市内の歴史資産を調査・研究し、その価値を明らかにして、指定等による保護に取り組みます。 ・市民ボランティアやNPO等と協働して歴史資産の維持管理に取り組みます。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	・歴史資産の保全、活用に関する活動に積極的に参加・協力します。 ・歴史資産は市民全体の貴重な財産であり、後世に伝えていく意識をもちます。 ・歴史資産に関心を持ち、歴史資産にふれる機会をつくります。
事業者の取組	・歴史資産を活かしたまちづくりに協力します。 ・歴史資産の調査・保護に協力します。

基本方針Ⅵ〔環境活動〕	市民・事業者による環境保全活動が活発なまち
-------------	-----------------------

14 環境を大切に作る人づくりの推進

子どもから高齢者に至るまで環境に関心を持ち、環境問題について考え行動する人材の育成を推進するため、学校や地域において環境教育に積極的に取り組むとともに、市民や事業者の環境教育への支援を実施します。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
環境教育・環境学習の推進・支援	
小中学校、市民・事業者を対象とした環境教育・学習を推進します。	- 行政内部の職員の意識啓発を図るため、環境関連研修を実施します。 - 市民や事業者が主催する環境関連講座や研修を支援します。 - 事業者や教育機関と連携して、本市の特性を活かすことができる環境教育を推進します。 - 八尾市森林整備実施計画に基づき、森林を保全するとともに、森林環境教育について実施します。
環境教育・環境活動の拠点の整備と活用	
既存の施設や東部山麓地域を教育の場として整備・活用します。	- 自然豊かな東部山麓地域を、自然体験や環境教育の場として活用していきます。 - 市民・市民団体・企業と協働で、環境に関する講座等のイベントを開催します。
環境情報の提供	
市民の環境意識の高揚を図るため、わかりやすい環境情報を提供します。	インターネットや広報誌等の媒体を通じて環境に関する情報の提供を推進します。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	- 河川や森林等、身近にある自然環境への関心を高めるとともに、自然とふれあえる場の整備に参加・協力します。 - 地域における環境教育・環境学習に参加・協力します。 - 自然観察会や自然体験活動等の催しに参加し、自然環境保全の大切さを体験します。 - 環境に関する講座やイベント等に積極的に参加します。 - 家庭内で環境問題について話し合う機会をつくる等、子どもとともに環境の大切さを学びます。
-------	--

事業者の取組	・自然環境の保全のためのボランティア活動に積極的に参加するとともに、市や市民が行う保全活動に参加・協力します。 ・所有する森林等を適正に維持管理します。 ・環境に関する研修会等へ参加します。 ・環境教育・環境学習の場として、事業所施設等を提供します。 ・市民や子どもたちの環境教育・環境学習に協力します。 ・地域における環境教育・環境学習に参加・協力します。
--------	---

<協働により推進する取組>

学校と連携した環境教育の推進	
① 中心となるテーマ：「人」づくりとそのための仕組みづくり	- 本市の環境を保全し将来に引き継ぐためには、市内の自然の価値を理解し、その重要性や貴重性を認識する市民が増え、市全体として自然環境を守り、引き継ぐという意識を持つことが必要です。 - 学校や地域での環境教育を推進し、そうした意識の醸成を図ります。
② 取組の概要	- 市内で現在活動中の環境保全等の取組を活かし、将来を担う環境教育・環境活動を実践する人材を育成する。 - 八尾から巣立った若者が、八尾に帰りたくなるような環境整備を進める。 - 小中学校の児童・生徒や住民等を対象に、本市の良いところを多く知ってもらい、本市のことをもっと好きになってもらうための教育を進める。
③ 期待できる成果	- 将来の八尾の環境保全・創造を担う人材が育つ。 - 本市に住みたい、住み続けたいと思う住民が増える。 - 市内の環境保全活動が活発になる。

15 市民・事業者の自主的な環境保全活動や環境経営の推進

地域コミュニティ等の活動グループづくりや指導者の育成を支援し、市民・事業者の環境保全活動への参加を積極的に推進するとともに、環境ビジネスの促進を図ります。

<行政の取組>

個別施策・内容	具体的な取組
市民や事業者による環境保全活動の支援	
市民や事業者による環境保全活動を支援します。	- 市民や市民団体・事業者等が主体的に実施できるよう、環境保全活動を支援します。 - 環境に関する地域コミュニティの形成・活動グループづくりを促進します。 - 環境に関する地域コミュニティの指導者を育成します。 - 市民や事業者が、コミュニティ活動に積極的に参加するための手法・仕組みづくりを検討します。
市民、事業者、行政が連携した環境保全活動の推進	
市民や事業者の連携に係る支援をします。	- 市民・環境団体・他分野の団体・事業者等との交流、ネットワークづくりを支援します。 - 市民・環境団体・他分野の団体・事業者等との協働を支援します。

	市民団体等と連携した環境保全活動を実施します。	- 市民団体や事業者と連携した環境保全活動を積極的に実践します。 - 高安山の保全活動・地域の美化活動等について、市民団体や事業者等と協働し、推進します。
環境の保全と創造に関する協定締結の推進		
	工場・事業場と公害防止や環境保全に関する協定を締結することにより、自主的な公害の未然防止及び環境への負荷の低減、地域への貢献を推進します。	環境の保全と創造に関する協定の締結を促進し、締結事業場については環境保全や地域貢献に積極的に取り組んでいる事業者として市民等への情報発信を行っていきます。
環境経営・環境ビジネスの促進		
	事業者団体等と連携し、市内事業者への環境マネジメントシステムの普及等、環境経営の普及に取り組みます。	- ISO14001¹⁴や中小企業向けの環境マネジメントシステムであるKES¹⁵、エコアクション21¹⁶等の取得を支援し、事業者の自主的な環境管理を促進します。 - 事業者団体等と連携し、環境経営に関する情報提供等を充実します。
	環境ビジネスの発展をめざした取組を推進・支援します。	- エコプロダクツの製造や、技術・サービスの開発等の推進・支援について検討します。 - 市内での環境ビジネスの需要創出・発展について検討します。

<市民・事業者の取組>

市民の取組	- 市民・事業者・行政の協働による取組に参加・協力します。 - ごみ減量推進員を中心とした地域活動を推進します。 - 環境保全に関する催しや地域活動等に積極的に参加します。 - 団体等の活動状況や市内の環境に関する情報の収集・交換に努めます。 - 環境イベント等に参加し、交流やネットワークづくりに努めます。
事業者の取組	- 市民・事業者・行政の協働による取組に参加・協力します。 - 環境保全に関する催しや地域活動等に積極的に参加します。 - 環境に関して、積極的に情報を発信します。 - 環境マネジメントシステムの導入や、本市との環境の保全と創造に関する協定の締結等により、自主的な環境保全の取組を推進します。 - 環境イベント等による交流やネットワークづくりに協力します。 - 環境ビジネスや環境経営等自主的な環境にかかる取組に努めます。

¹⁴ ISO14001は、環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格であり、ISO（国際標準化機構）規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれています。ISO14001の基本的な構造は、PDCAサイクルのプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものです。

¹⁵ KESは、「Kyoto（京都）Environmental Management System（環境マネジメントシステム）Standard（スタンダード）」の略で、京都議定書が採択された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）の開催地である京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格です。

¹⁶ エコアクション21は、環境省が中小企業向けの環境マネジメントシステムとして整備した規格です。

第5章 計画の推進方法

5-1 推進体制の整備

計画を推進していくためには、市民・事業者・行政等多様な主体が連携し、それぞれの立場から、自らの環境を自らで守るための役割分担をして進めていく必要があります。各主体が協働して計画を推進していく体制づくりを進めます。

(1) 庁内体制

本市が取り組む環境関連施策・事業は、環境部局を中心に、庁内で一体的に推進していくため、関係部局と連携し、総合的・横断的な調整を行い、計画的な推進を図ります。

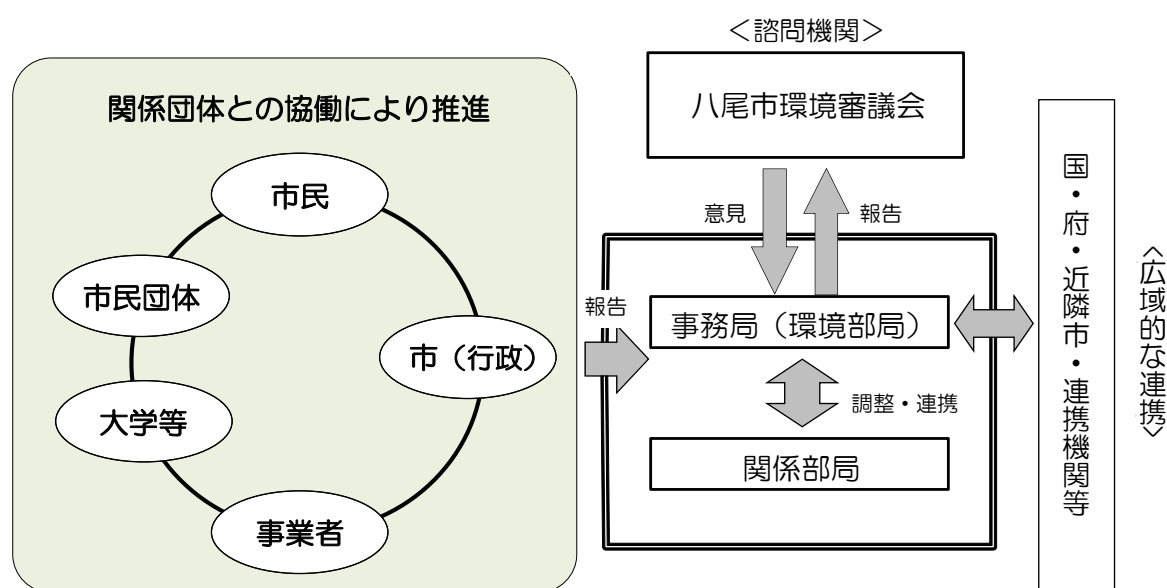
また、本市は平成18年（2006年）10月に「八尾市役所環境宣言」を制定し、本市が行うすべての事務事業における環境影響を低減するとともに、環境施策を積極的に推進していくという方針を示しました。その後、平成19年（2007年）3月に、本庁舎と清掃庁舎では「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード ステップ2」の認証を取得しました。今後、より効率的かつ効果的なシステムのあり方について検討し、推進していきます。

(2) パートナースhipによる計画の推進

本市では、市民・事業者・教育機関・行政が連携・協働して、環境の保全と創造に向けて取り組むことを目的に、「**環境パートナーシップ協議会サソテナやお（旧環境アニメイティッドやお）**」を平成16年（2004年）12月に設立しました。**さらに、脱炭素型まちづくりを実現することを目的に、「ゼロカーボンシティやお推進協議会」を令和3年（2021年）10月に設立しました。**

本計画の推進にあたっては、今後も「**環境パートナーシップ協議会 サソテナやお**」等と協働し、これまでの実績を活かしつつ、市民・事業者・教育機関・行政が一体となって計画推進に取り組めます。

図12 計画の推進体制



（3）八尾市環境審議会

年次報告による各年度の取組状況の結果を受け、計画の進行管理にあたり、審議・評価等を行います。

（4）広域的な連携体制

環境問題は市域を越えた広域的な取組を必要とするとともに、専門的・技術的な知識や新しい情報が必要となります。したがって、国や府、周辺市町の関係機関や、大学の研究機関等との連携を図りながら、計画の推進に努めます。

5-2 計画の進行管理

（1）進行管理の基本的な考え方

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況を点検・評価し、その効果を評価する中で、適切な見直しを行っていく必要があります。

そこで、本計画の進行は、環境マネジメントシステムの基本的なPDCAサイクル「計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→改善・見直し(Action)」に則った形で管理します。

この管理は、本市の環境部局が中心となって実行し、計画の推進及び実行を担う組織や、取組状況への評価・助言を行う環境審議会との連携・調整を密にし、より効率的・効果的な計画の推進につながるよう取り組みます。

計画の進捗評価は、基本方針ごとに設定した環境指標や数値管理指標を用います。環境指標や数値管理指標は毎年数値を把握し、その数値で進捗を評価し、取組の改善に活用します。

（2）進捗状況を管理するための指標の設定

6つの基本方針の下に設定する各施策のそれぞれについて、あらかじめ定性的または定量的評価できる指標を定めます。なお、環境指標とその目標値については、この定性的または定量的評価できる指標より代表制の観点から適切なものを2項目程度選び、設定しています。

（3）進捗状況の把握と公表

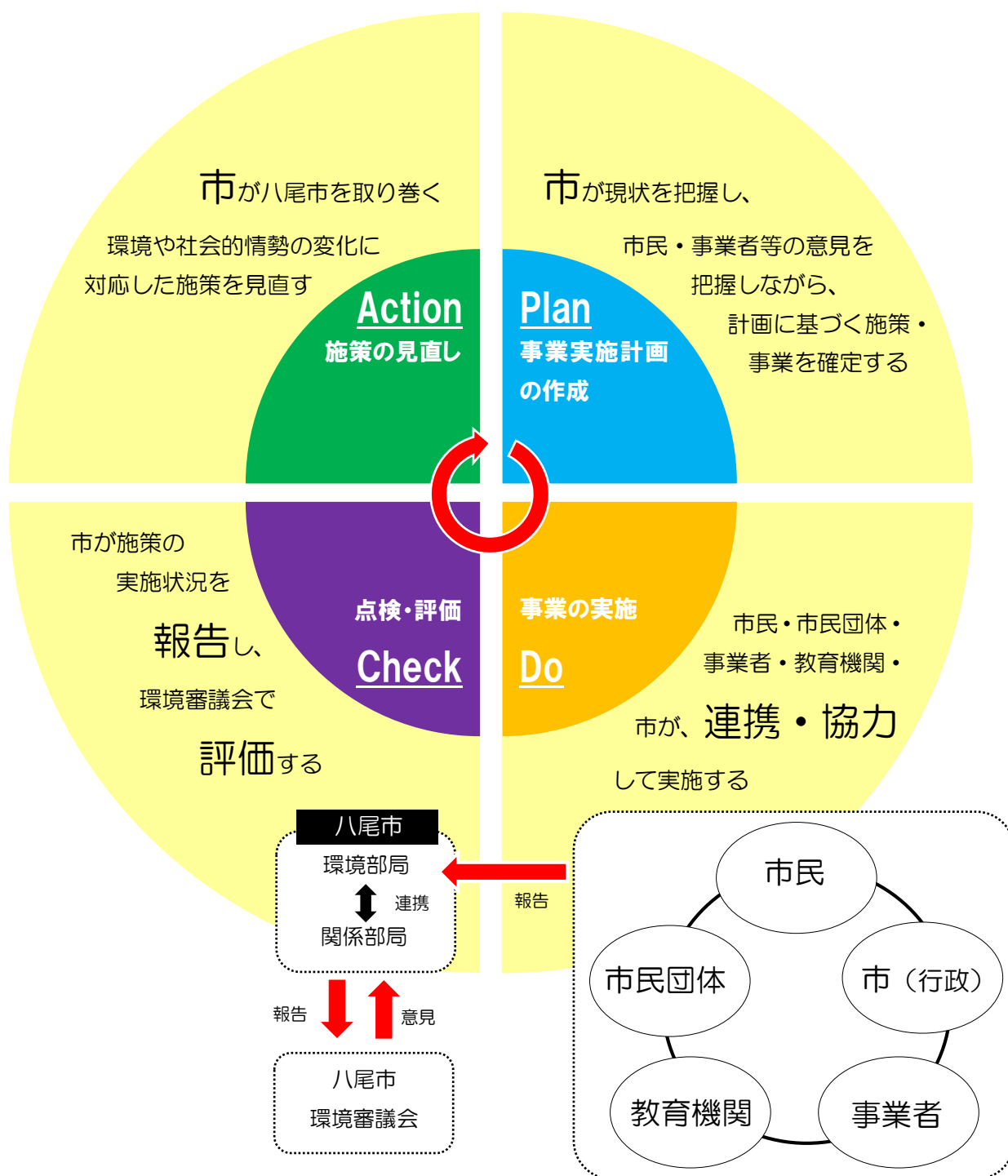
施策の進捗状況を把握し、計画の進行状況を点検・評価・公表します。その際は、目標の進捗状況の評価に加え、施策の進捗等も対象とし、定量的な評価とともに定性的な評価についても実施します。さらに、市民・市民団体及び事業者等が行った環境活動の状況を踏まえるとともに、環境に関する市民や事業者の意識の変化や社会情勢の変化等、本市の環境を取り巻く状況を踏まえます。

また、公表した進捗状況の評価に沿って、必要に応じて、計画の施策の詳細や目標等の見直しを行います。

（4）計画の見直し

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）の8年間とし、令和10年度（2028年度）を計画の最終年度とします。本市を取り巻く環境や社会の状況が大きく変化する等、必要な場合は、適宜見直しを図ります。

図13 計画の進行管理



— 資料編 —

(改定項目のみ抜粋)

7 計画の進行管理（数値管理指標）

施策の進捗状況を把握し、計画の進行状況を環境指標の進捗を把握しながら、点検・評価・公表します。その際は、環境指標目標の進捗状況の評価に加え、施策の進捗等も対象とし、数値管理指標をもって、その施策の定量的な評価とともに定性的な評価も実施します。以下に環境指標及び数値管理指標を示します。

基本方針	環境指標、数値管理指標	
1	一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち	
	環境指標	市域の温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）
		市役所の温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）
	数値管理指標	1. 脱炭素型の生活・事業活動の推進
		市域のエネルギー消費量（TJ）※1
		再生可能エネルギーの導入量（kW）※2
		公共施設における ESCO 事業導入件数（件）
		2. 気候変動への適応の推進
		健康情報発信回数（回）
		感染症予防の啓発回数（回）
		災害リスクの高い地域における地区防災計画策定進捗率（％）
2	資源が循環する豊かなまち	
	環境指標	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g）
		資源化されている量を除くごみ処理量（t）
	数値管理指標	3. ごみの減量・再使用の推進
		食品ロス排出量（t）※3
		プラスチックごみの焼却量（t）※3
		4. 資源が循環する仕組みの充実
		資源物が適正にリサイクルされている割合（％）
		ペットボトルの処理量（t）
		容器包装プラスチックの処理量（t）
		回収ボックスを設置している市内小売店舗数（店舗）
		5. 適正なごみ処理の推進
		一般廃棄物最終処分場への埋立量（m ³ ）
		立入検査回数（回）
3	生活環境を守り、安全・安心に暮らせるまち	
	環境指標	大気環境基準達成率（八尾市保健所局の環境基準達成率（NO ₂ 、PM2.5））（％）
		水質環境基準達成率（恩智川における BOD、SS の環境目標値適合率）（％）
		騒音環境基準達成率（一般地域及び道路に面する地域の環境基準達成率）（％）
		公害苦情件解決率（％）

	数値管理指標	6. きれいな空気、水及び騒音・振動が少ない環境の保全
		(大気) 環境基準等適合率 (%) ・各測定局における環境基準適合率 (SO ₂ 、SPM、NO ₂ 、Ox、HC) (八尾市保健所局におけるNO ₂ を除く) ・有害大気汚染物質に係る環境基準値及び指針値適合率 (ベンゼン等) (水質) 環境基準値適合率 (%) ・類型指定河川 (恩智川、平野川、第二寝屋川) における生活環境項目 (BOD、SS) の環境基準値適合率 (水質) 生活排水処理率 (%) ダイオキシン類環境基準値適合率 (%) (大気、水質、底質、地下水質、土壌)
		7. その他の生活環境の保全と創造
		地下水汚染概況調査に係る環境基準適合率 (%) 公害苦情件数 (件) 環境の保全と創造に関する協定締結件数 (件) ※4
4	生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち	
	環境指標	里山保全活動の参加人数 (人)
		農用地利用集積計画の作成等の件数 (件)
	数値管理指標	8. 生物多様性とその生息環境の保全
		里山保全活動に関する活動回数 (回) ニッポンバラタナゴの推定個体数 (尾)
		9. 自然とふれあえる場の創出
		玉串川沿道整備事業の整備率 (%) 野外活動センターの利用者数 (人)
		10. 里山の自然や都市近郊農地の活用
		農用地利用集積計画の作成等の面積 (m ²) イノシシの捕獲頭数 (頭) エコツアー等の企画数 (件) 地域循環共生圏にかかる取り組みに参画する企業・団体の数 (者)
5	快適で個性豊かな住みよいまち	
	環境指標	都市計画道路の整備率 (%)
		放置自転車の移動保管台数 (台)
		地域一斉清掃の収集依頼件数 (件)
	数値管理指標	11. 快適な都市環境の確保
		緑化樹・記念樹の配布本数 (本) 玉串川等の桜の植樹本数 (本) 自転車駐車場利用率 (%)
		12. 清潔で美しいまちづくり

		不良状態のあき地に係る申出件数に対する改善率（％） 屋外広告物の許可（件）
	数値管理指標	13. 歴史的・文化的環境の保全 指定文化財などの件数（件） 史跡の保全等に関する市民ボランティア活動参加人数（人）
6 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち		
	環境指標	環境マネジメントシステム認証取得事業所数（事業所） 市民環境講座の参加者数（人）
	数値管理指標	14. 環境を大切に作る人づくりの推進 学習プラザへの年間来館者数（人） 出前講座等の実施回数（回） 15. 市民・事業者の自主的な環境保全活動や環境経営の推進 中小企業向け環境マネジメントシステム分の補助件数（件） 企業を対象とした環境セミナーの開催回数（回）

※1 市域の温室効果ガスの排出量の算定については、算定に時間を要することから、その年度における最も新しい算定値をもって把握する。

※2 固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入容量（新規認定分）より把握する。

出典：経済産業省 資源エネルギー庁 固定買取制度 情報公開用ウェブサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/statistics/index.html

※3 組成分析調査から推計する。

※4 環境の保全と創造に関する協定締結件数（件）の実績を報告する際は、旧条例による協定締結数も合わせて把握する。